

令和 6 年度 第 1 回環境審議会資料

議案第 1 号 野田市環境調査報告書について

議案第 2 号 ポイ捨て等禁止重点区域について

①ポイ捨て等禁止重点区域のパトロール結果について

②梅郷駅以外の駅周辺のポイ捨て等調査結果について

添付資料

資料 1 野田市環境調査報告書

資料 2 ポイ捨て等調査について

令和 6 年度

野 田 市 環 境 調 査 報 告 書

野田市環境部環境保全課

目 次

I	野田市の概要	1
1	位置	1
2	人口・世帯数及び面積	2
II	公害行政	3
1	公害行政のあゆみ	3
2	組織	2 8
3	事務分掌	2 8
4	環境審議会	2 8
5	公害防止に関する融資制度	3 0
6	公害防止協定	3 0
III	環境基本計画の進捗状況	3 1
1	自然との共生の確保	3 2
2	環境への負荷の少ない社会の実現	3 3
3	資源の循環・効率化の進んだ社会の実現	3 5
4	地球環境保全への貢献	3 6
5	快適な都市環境の確保	3 7
6	みんなが参加する取組	3 8
IV	地球温暖化対策	3 9

V	大気汚染	4 1
1	硫黄酸化物	4 6
2	窒素酸化物	4 8
3	光化学オキシダント	5 1
4	浮遊粒子状物質	5 5
5	微小粒子状物質 (PM2.5)	5 8
6	二ツ塚地区における大気汚染問題	6 0
VI	水質汚濁	6 2
1	河川の水質状況	6 4
2	排水路の水質状況	6 9
3	地下水汚染	8 1
VII	騒音・振動	8 6
1	工場騒音・振動	8 6
2	自動車騒音・振動	9 0
3	環境騒音	9 2
4	特定建設作業	9 4
VIII	悪臭	9 7
IX	地盤沈下	1 0 0
X	公害苦情	1 0 4
XI	環境保全	1 0 8
1	あき地等の除草	1 0 8

2	畜犬登録		1 0 8
3	環境美化		1 1 0
4	ポイ捨て等禁止重点区域について		1 1 1
5	土砂等による埋立て		1 1 2
XII	放射能		1 1 3
1	放射性物質除染計画		1 1 3
2	空間放射線量率測定結果		1 1 4
3	空間放射線量の分布と時間変動		1 1 5

I 野田市の概要

1 位置

本市は、千葉県の北西部に位置し、東京から 30km 圏内にある。南は利根運河を境に柏市・流山市と接しており、東は利根川を隔てて茨城県に、西は江戸川を隔てて埼玉県に接している。このような河川に囲まれた地形から、豊富な水と緑豊かな自然環境の中で、野田地域では、水運を活かし古くから醤油醸造のまちとして発展し、また、関宿地域では、江戸時代に整備された利根川及び江戸川の水上交通により栄えたが、時代の変遷により水運の要所としての役割を終え、純農村地帯としての道を歩んできた。

地形的には、市のほぼ全域に台地が分布し、台地面は利根川と江戸川に注ぐ多くの河川や水路により谷や窪地が形成され、複雑な地形となっている。また、河川流域には氾濫低地が発達し、砂の堆積した自然堤防も形成されている。

市域の成り立ちとしては、明治 22 年の町村制により、1 町 5 村で形成されていた野田地域は、戦後復興が進む「昭和の大合併」の中で 1 町 3 村が昭和 25 年に合併し、市制を施行、昭和 32 年には残る 2 村と合併し、旧野田市となった。一方、明治 22 年の町村制により 1 町 2 村で形成されていた関宿地域は、昭和 30 年に合併し旧関宿町となった。更に平成 15 年 6 月 6 日には、自治体行政基盤の強化を図り、総合的行政能力向上のため、旧野田市と旧関宿町が合併し、現在の「野田市」が誕生している。

図 1-1 野田市の位置図



2 人口・世帯数及び面積

1. 人 口 1 5 3, 6 0 0 人 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

2. 世帯数 7 1, 3 7 9 世帯 (”)

3. 面 積 1 0 3, 5 5 k m²

表 1-1 野田都市計画区域の用途地域別面積

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

区 分	野田都市計画区域	
	面積 (k m ²)	比率 (%)
市 街 化 区 域	23.95	23.13
第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域	7.27	7.02
第 二 種 低 層 住 居 専 用 地 域	0.06	0.06
第 一 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	4.33	4.18
第 二 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	0.19	0.18
第 一 種 住 居 地 域	4.66	4.50
第 二 種 住 居 地 域	1.00	0.96
準 住 居 地 域	0.34	0.33
近 隣 商 業 地 域	0.70	0.68
商 業 地 域	0.32	0.31
準 工 業 地 域	1.23	1.19
工 業 地 域	1.54	1.49
工 業 専 用 地 域	2.31	2.23
市 街 化 調 整 区 域	79.59	76.87
合 計	103.54 [※]	100.00

※このデータは都市計画決定された数値であり、平成 26 年 10 月に国土地理院で計測方法を変更（高精度化）したことに伴い、公表されている都市計画区域面積（103.55km²）

Ⅱ 公 害 行 政

1 公害行政のあゆみ

年月	市	年月	国及び県
		S33. 12	「水質保全法」及び「工場排水規制法」の制定 (S34. 4. 1 施行)
		37. 6	「ばい煙規制法」制定 (37. 12. 1 施行)
		38. 4	「千葉県公害防止条例」の制定 (38. 10. 1 施行)
		42. 8	「公害対策基本法」の制定 (42. 8. 3 施行)
		43. 6	「大気汚染防止法」「騒音規制法」の制定 (ばい煙規制法廃止) (43. 8. 1、43. 12. 1 施行)
S44. 10	衛生課に公害係を新設	45. 3	「千葉県公害防止条例」の全面改正 (45. 4. 1 施行)
45. 9	総務部庶務課所属となる	9	「千葉県公害防止条例施行規則」(規制基準)の制定 (45. 9. 28 施行)
10	野田市公害防止対策委員会を設置		
11	(株)トピー精工によるカドミウム汚染問題発生		
12	総務部に公害課を新設	12	「水質汚濁防止法」等公害関係 14 法成立の公布 (45. 5～6 施行)
46. 4	野田市公害防止対策委員会を廃止し野田市公害防止対策審議会を設置		
4	「野田市公害防止条例」の制定 (S46. 6. 30 施行)	46. 6	「悪臭防止法」の制定 (47. 5. 31 施行)
5	野田市公害モニター制度発足	7	「千葉県公害防止条例」の全面改正 (47. 4. 20 施行)
10	「野田市公害施設資金融資条例」の制定、施行	7	環境庁発足
47. 7	五駄沼周辺水田耕作者に原因不明の集団皮膚炎発生	47. 6	「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」の一部改正(無過失責任を明文化) (47. 10. 1 施行)
10	「野田市公害防止条例」の全面改正 (47. 12. 11 施行)		
10	「公害に起因する疾病患者に対する療養費の貸付に関する要綱」の制定、施行	12	「江戸川流域に係る公害防止計画」(47～50 年度)の策定
48. 12	野田市営じん芥焼却場によるカドミウム汚染問題発生		
49. 6	民生部所属となる		
7	県条例に基づく地下水採取の規制地域の指定	49. 12	「千葉臨海地域公害防止計画」(49～53 年度)の策定
9	騒音規制法に基づく規制地域の指定		

年月	市	年月	国及び県
50. 3	大気汚染測定所を設置		
8	醸造工場周辺黒スス病問題発生		
11	小張鍍金工業所によるシアン流出問題発生		
51. 10	中里工業団地工場排水処理施設竣工	51. 6	「振動規制法」の制定(51. 12. 1 施行)
53. 1	振動規制法に基づく規制地域の指定	53. 6	「水質汚濁防止法」の一部改正(総量規制の導入) (54. 6. 12 施行)
9	「野田市公害防止条例」の一部改正	7	二酸化窒素に係る環境基準の改定(0. 02→0. 04～0. 06ppm)
		54. 4	二酸化窒素に係る千葉県環境目標値(0. 04ppm)の設定
54. 10	民生経済部所属となる	55. 3	「千葉臨海地域公害防止計画」(54～58 年度)の策定
		12	「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」の制定 (56. 6. 1 施行)
56. 4	「野田市公害防止施設資金融資条例」を廃止し、「野田市中心企業資金融資条例」の一部を改正		
10	環境経済部となり環境保全課を新設	58. 3	「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」の制定 (58. 4. 1 施行)
		59. 8	「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」の設定(環境庁通達)
		60. 3	「千葉臨海地域公害防止計画」(59～63 年度)の策定
60. 9	蕃昌地区の事業所の井戸から国の管理目標を超えるトリクロロエチレン検出	61. 3	「ふるさと千葉環境プラン」の策定
		3	「千葉県炭化水素対策指導要綱」の制定 (61. 4. 1 施行)
		62. 1	厚生省「合併浄化槽設置整備事業費国庫補助金交付要綱」の制定 (62. 4. 1 施行)
		4	「千葉県家庭用小型合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱」の制定 (62. 4. 1 施行)
		9	「公害健康被害補償法」の一部改正 (63. 3. 1 施行)
63. 3	野田市公害モニター制度廃止		
3	「野田市公害防止条例施行規則」の一部改正	63. 11	騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」の一部改正 (H 元. 4. 1 施行)

年月	市	年月	国及び県
H 元. 12	「野田市公害防止条例施行規則」の一部改正(特定建設作業の規制基準改正)	H 元. 3	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に追加)
		6	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の一部改正
		6	「大気汚染防止法」の一部改正(アスベストを特定粉じんとして規制) (元. 12. 27 施行)
		9	「悪臭防止法施行令」の一部改正 (2. 4. 1 施行)
		2. 3	「千葉地域公害防止計画」(元～3 年度)の策定
		3	「ふるさと千葉アメニティプラン」の策定
		5	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の制度(21 物質)
		6	「水質汚濁防止法」等の一部改正(生活排水対策等の追加)(2. 9. 22 施行)
		3. 1	東京湾の第三次「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針」の策定
		3	東京湾の第三次「化学的酸素要求量総量削減計画」の策定
		3	「化学的酸素要求量に係る総量削減計画(千葉県)」を内閣総理大臣が承認 (3. 3. 25 通知)
		7	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の一部改正(9 物質追加)
		8	「土壌の汚染に係る環境基準」の告示
		4. 2	「千葉県自動車交通公害防止計画」の策定
		4	「千葉県化学物質環境保全対策指導指針」の施行
3. 4	環境部所属となる	6	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車 NOx 削減法)の策定 (4. 12. 1 施行)
		5. 3	「千葉地域公害防止計画」(4～8 年度)の策定
4. 1	悪臭防止法に基づく規制地域の指定		

年月	市	年月	国及び県
		5. 3	「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正(健康項目 15 項目追加) (5. 3. 8 施行)
		6	「悪臭防止法施行令」の一部改正 (6. 4. 1 施行)
		8	「水質汚濁に係る環境基準(環境庁告示)」「水質汚濁防止法施行令」の一部改正(海域の窒素及び燐に係る環境基準及び排水基準の設定) (5. 10. 1 施行)
5. 12	「野田市公害防止条例施行規則」の一部改正(騒音の大きさの計量単位の変更)	11	「環境基本法」の制定(「公害対策基本法」廃止) (5. 11. 19 施行)
6. 2	「野田市公害防止条例施行規則」の一部改正		
6	「野田市公害対策審議会条例」の一部改正		
8	野田市環境審議会を設置(野田市公害防止対策審議会から改組)	6. 12	「環境基本計画」の制定(環境庁) (6. 12. 16 閣議決定)
		7. 3	「千葉県環境基本条例」の制定(「千葉県環境保全条例」廃止) (7. 4. 1 施行)
		3	「千葉県環境保全条例」の制定(「千葉県公害防止条例」の廃止)(7. 3. 10 公布)
7. 6	「野田市の今後の環境保全施策の在り方について」野田市環境審議会に諮問	4	「悪臭防止法」の一部改正 (8. 4. 1 施行)
8. 2	「野田市の今後の環境保全施策の在り方について」野田市環境審議会より答申		
		8. 6	「水質汚濁防止法」の一部改正 (9. 4. 1 施行)
7	「野田市環境基本条例」の制定 (H8. 7. 31 施行)	7	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (9. 4. 1 施行)
7	「野田市環境保全条例」の制定 (8. 7. 31 公布) (8. 11. 1 施行) (「野田市公害防止条例」の廃止)	7	「水質汚濁防止法施行規則」の一部改正 (9. 4. 1 公布)
10	「野田市環境保全条例施行規則」 (8. 11. 1 施行) (「野田市公害防止条例施行規則」の廃止)	8	「千葉県環境基本計画」の策定
		12	「騒音規制法施行令」の一部改正 (9. 10. 1 施行)

年月	市	年月	国及び県
		9. 8	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「施行令」及び「規則」の一部改正 (9. 12. 1 施行)
		8	「大気汚染防止法施行令」の一部改正 (9. 12. 1 施行)
		8	ダイオキシン類の指定物質抑制基準の設定 (9. 12. 1 施行)
		12	「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」の一部改正 地球温暖化防止京都会議(COP3)
10. 1	「野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の制定 (10. 1. 1 施行)	12	
1	「野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」の制定 (10. 1. 1 施行)	10. 2	「千葉地域公害防止計画」(9～13 年度)の策定
		3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正(処理施設の設置許可手続き等) (10. 6. 17 施行)
			「千葉県環境影響評価条例」の制定 (11. 6. 12 施行)
		6	「地球温暖化対策推進大綱」の策定
		6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正
		6	「千葉県ダイオキシン類対策取組方針」の策定 (11. 10. 8 公表)
		7	「小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及びばいじん排出抑制指導要綱」の制定 (10. 12. 1 施行)
		8	「騒音に係る環境基準」の改正 (11. 4. 1 施行)
		9	「水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例」の一部改正
		10	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正 (11. 4. 1 施行)
		10	「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定 (11. 4. 8 施行)
		10	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正 (10. 11. 17 施行)
		11	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正 (10. 12. 1 施行)
		11	「水質汚濁防止法に係る環境基準」の一部改正 (11. 2. 22 施行)
		11. 2	

年月	市	年月	国及び県
11. 3	「野田市環境基本計画」の策定	11. 2	「地下水の水質汚濁に係る環境基準」の一部改正 (11. 2. 22 施行)
		3	「悪臭防止法施行規則」等の一部改正 (11. 9. 13 施行)
		3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正 (11. 3. 3 施行)
			「騒音規制法」、「振動規制法」及び「悪臭防止法」に係る規制地域の拡大等を告示 (11. 4. 1 施行)
		3	「騒音に係る環境基準」の地域類型の指示を告示 (11. 4. 1 施行)
		7	「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定 (12. 1. 15 施行)
		7	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の制定
		7	「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」の一部改正 (12. 1 適用)
		12	「千葉県自動車排出窒素酸化物総量抑制指導要綱」の制定 (12. 4. 1 施行)
		12. 5	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)の制定 (13. 4. 1 施行)
		5	「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」の制定 (14. 5. 30 施行)
		6	「循環型社会形成推進基本法」の制定 (12. 6. 2 施行)
		6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「同施行規則」の一部改正(廃棄物の焼却規制等)
13. 3	「野田市環境保全条例」の一部改正	12	「千葉県地球温暖化防止計画」の策定
		13. 4	「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準」の一部改正 (13. 4. 20 施行)
		6	「排水基準を定める環境省令」の一部改正(ホウ素、フッ素、硝酸性窒素の追加) (13. 7. 1 施行)
		6	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(13. 6. 22 公布)(13. 12. 21 一部施行)

年月	市	年月	国及び県
		13. 6	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」 (13. 6. 27 公布)
		6	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の制定 (13. 7. 15 施行)
		6	「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策指針」の策定 (13. 5. 28 策定)
		6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令」の施行 (13. 10. 22 施行)
		11	東京湾等の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」の策定
		12	「水質汚濁防止法施行令」及び「同施行規則」の一部改正(汚濁負荷量の総量削減の指定項目に窒素・りんの含有量を追加等) (13. 12. 1 施行他)
		12	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針」の一部改正(10物質を追加して45項目とする)
		14. 2	「ちば環境再生計画」の策定
		3	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部改正(フッ素等を有害物質に追加) (14. 3. 26 公布)
		3	「千葉県環境保全条例」の一部改正(自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための施策に変更) (14. 3. 26 公布)
		3	「千葉県廃棄物処理計画」(13～17年度)
		3	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」の制定 (14. 3. 26 公布)
		3	「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の制定 (14. 3. 26 公布)
		5	「土壌汚染対策法」制定 (14. 5. 29 公布) (15. 2. 15 施行)

年月	市	年月	国及び県
		14. 7	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」の一部改正(水底の底質基準の追加) (14. 7. 22 告示) (14. 9. 1 適用)
		7	「使用自動車の再資源化等に関する法律」の制定 (14. 7. 12 公布)
		7	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」の一部改正(水質基準対象施設 4 施設の追加) (14. 7. 31 公布) (14. 8. 15 施行)
		7	東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の策定
		7	東京湾に係る「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「窒素含有量に係る総量規制基準」及び「りん含有量に係る総量規制基準」の告示 (14. 10. 1 施行)
		7	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」の制定 (15. 4. 1 施行) (15. 10. 1 一部施行)
		7	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正(自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための施策・措置の充実・強化) (15. 4. 1 施行)
		7	「自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針」の告示 (15. 4. 1 施行)
		8	「底質の処理・処分等に関する指針」 (14. 8. 30 環水管第 211 号環境省環境管理局水環境部長通知)
		8	「持続可能な開発に関する世界サミット」開催
		11	「千葉県資源循環型社会づくり計画」(14～22 年度)の策定
		15. 2	「土壌汚染対策法」の施行
		3	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」の一部改正(猶予期間を 12 年とする車両の拡大) (15. 3. 4 公布)

年月	市	年月	国及び県
15. 6	旧野田市と旧関宿町が合併し新「野田市」の誕生	15. 4	「千葉県自動車交通公害防止計画」の策定
		5	「バイオマス立県ちば」推進方針の策定
		6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正(不法投棄の未然防止、リサイクルの促進) (15. 12. 1 施行)
		7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の制定 (15. 10. 1 施行)
		7	「千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の策定
		9	「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)」の設定 (15. 9. 30 施行)
		10	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例」の施行
		11	「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正(水生生物の保全に係る水質環境基準の設定) (15. 11. 5 公布・施行)
		12	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」の一部改正(①自動車リサイクル法の完全施行②BSEに係る死亡牛の適正処理③ダイオキシン類対策特別措置法施行令の改正) (①は 17. 1. 1 施行、②及び③は 16. 1. 1 施行)
		16. 3	「水質汚濁に係る健康の保護に関する環境基準等」の施行等(要監視項目の追加等) (16. 3. 31 施行)
		4	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」の一部改正 (16. 4. 1 施行)
		5	「大気汚染防止法」の一部改正 (16. 5. 26 公布)

年月	市	年月	国及び県
		16. 5	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布 (16. 5. 31 公布)
		9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の公布 (16. 9. 27 公布)
		10	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布 (16. 10. 27 公布)
		11	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の施行 (16. 11. 1 施行)
		17. 1	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」の公布 (17. 1. 6 公布)
		3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の公布 (17. 3. 7 公布)
		3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」の公布 (17. 3. 28 公布)
		3	「公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令」の公布 (17. 3. 31 公布)
		5	「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の公布 (17. 5. 25 公布)
		5	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正(大規模不法投棄への対応、無確認輸出の取締強化) (17. 10. 1 施行)
		6	「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(17. 6. 1 施行、VOC 排出規制に関する部分 18. 4. 1 施行) (17. 6. 10 公布)
		6	「大気汚染防止法施行令」の一部改正(VOC 物質と VOC 排出施設の設定) (17. 6. 1 施行)
		6	「大気汚染防止法施行令」の一部改正(報告、検査の対象) (18. 4. 1 施行)

年月	市	年月	国及び県
		17. 6	「大気汚染防止法施行規則」の一部改正 (VOC 排出基準) (18. 4. 1 施行)
		6	「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布 (17. 6. 17 公布)
		7	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の一部改正 (17. 7. 22 施行)
		8	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」の一部改正 (水質基準対象施設 3 施設の追加) (17. 8. 15 公布) (17. 9. 1 施行)
		18. 2	「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」の公布 (18. 2. 10 公布)
		2	「石綿等による健康被害の救済に関する法律」の公布 (18. 2. 10 公布)
		2	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正 (無害化処理認定制度) (18. 8. 9 施行) (石綿含有廃棄物の処理基準) (18. 10. 1 施行)
		3	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の一部改正 (18. 4. 1 施行)
		6	「千葉県地球温暖化防止計画」改定～ ちばCO2CO2(こつこつ)ダイエット計画～
		19. 1	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」の一部改正 (軽油の硫黄分の基準) (19. 4. 1 施行)
		3	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正 (電磁的記録により書面等を備え置く場合の方法に係る改正) (19. 3. 30 施行)
19. 4	「野田市地球温暖化対策実行計画」の策定 期間 H19～23 年度 基準年度 30, 144. 4t 目標年度 (H23) 22, 928. 4t	5	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の一部改正 (局地汚染対策及び流入者対策の見直し) (20. 1. 1 施行)

年月	市	年月	国及び県
		19. 6	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」の一部改正(ホウ素、フッ素及び硝酸性化合物等の暫定排水基準の見直し) (19. 7. 1 施行)
		7	「千葉県環境保全条例」の一部改正(揮発性有機化合物に係る規定の改正) (19. 7. 10 施行)
		7	「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」の制定 (19. 9. 1 施行)
		9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の一部改正(産業廃棄物の「木くず」の区分の変更) (20. 4. 1 施行)
		9	「千葉県環境学習基本方針」の全面改正 (19. 9. 13 施行)
		10	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正(畜産農業に係る暫定排水基準の適用期間の延長) (19. 10. 23 施行)
		10	「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」の制定 (20. 4. 1 施行)
		20. 2	「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための自主的取組の促進に関する指針」の制定
		3	「千葉県環境基本計画」策定
		3	「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」の廃止 (20. 3. 31 廃止)
		3	「千葉県炭化水素対策指導要綱」の廃止 (20. 3. 31 廃止)
		3	「千葉県計画段階環境影響評価実施要綱」の制定 (20. 4. 1 施行)
		3	「みんなで東京湾をきれいにする行動計画」の策定
		3	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正(会社法の創設、関係法令・技術指針の改正に伴う改正) (20. 10. 1 施行)

年月	市	年月	国及び県
		20. 3	「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」の一部改正（法対象事業に係る調査、予測及び評価の手法等との整合を図る）（20. 10. 1 施行）
		3	「生物多様性ちば県戦略」の策定 (20. 3. 26)
		6	「生物多様性基本法」の制定 (20. 6. 6 施行)
		7	「千葉県分別収集促進計画」（20～24年度）の策定
		7	「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」の制定 (20. 7. 1 施行)
		9	「千葉県廃棄物処理計画」（～22 年度）の策定
		9	「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の策定
		11	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」の一部改正（第一種指定化学物質の種類の変更、届出対象業種に医療業を追加） (21. 10. 1 施行)
		12	湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量に係る規制基準の一部改正 (20. 12. 16 告示) (21. 10. 1 施行)
		21. 3	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正（空港整備法及び航空法の改正に伴う改正） (21. 4. 1 施行。一部 21. 3. 17 施行)
		4	「土壌汚染対策法」の一部改正 (21. 4. 24 公布) (22. 4. 1 全面施行)
		11	「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（1. 4-ジオキサン追加等） (21. 11. 30 施行)
		22	国連による「生物多様性年」

年月	市	年月	国及び県
22. 6	野田南部工業団地内の産業廃棄物処理施設を原因とする健康被害に対応するため、環境部職員が県職員の兼任をうけ、24時間体制で苦情に対応	22. 3 3 3 5 5 6 9 10 10 12 23 2	「生物多様性国家戦略2010」の策定 「千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資等規則」の廃止（千葉県中小企業振興資金に統合し環境保全資金を創設） 「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正（自然公園法及び自然環境保全法の改正に伴う改正） (22. 4. 1施行) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（排出事業者による廃棄物適正処理を確保するための対策強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、産業廃棄物処理業の優良化推進等） (23. 4. 1施行) 「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」の一部改正（測定結果未記録等への罰則創設、事故時の措置範囲を拡大等） (22. 8. 10一部施行・23. 4. 1施行) 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」の一部改正（ふっ素等暫定排水基準値の改正等） (22. 7. 1施行) 「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部改正（ふっ素等暫定排水基準の改正等） 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）開催「名古屋議定書」「愛知目標」を採択 「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（硝酸性窒素等の暫定排水基準適用期間の延長） (22. 10. 1施行) 「千葉県立自然公園条例」、「千葉県自然環境保全条例」の一部改正 (23. 4. 1施行) 国連による「国際森林年」 「千葉県海岸漂着物対策地域計画」の作成
23. 3	「野田市環境基本計画」の改正	3	「大気汚染防止法施行規則」の一部改正（ばい煙測定結果の記録・保存等） (23. 4. 1施行)

年月	市	年月	国及び県
23. 6	夏の電力不足に対応するため、「野田市節電対策推進本部」及び「野田市節電対策市民連絡会」を設置	3	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正（指定物質の指定等） (23. 4. 1施行)
		3	「水質汚濁防止法施行規則」の一部改正（排水等水の測定方法を規定） (23. 4. 1施行)
		3	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針の変更
		3	第8次「千葉県廃棄物処理計画」策定（計画期間23～27年度）
		3	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正（千葉県立自然公園条例、同施行規則、廃棄物処理法の改正に伴う改正） (23. 4. 1施行)
		3	「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の一部改正 (23. 4. 1施行)
		4	「環境影響評価法」の一部改正（方法書説明会の実施等、配慮手続きの新設） (24. 4. 1一部施行・25. 4. 1施行)
		6	「水質汚濁防止法」の一部改正（有害物質貯蔵指定施設の届出義務、有害物質の使用・貯蔵等を伴う施設の構造等に関する基準遵守義務の創設等） (24. 6. 1施行)
		6	東京湾等の「化学的酸素要求量、質素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」の策定
		7	「千葉県バイオマス活用推進計画」の策定
		8	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法）の制定 (24. 1. 1施行)

年月	市	年月	国及び県
23. 10	「住宅用太陽光発電システム設置補助金」を開始	8	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)に基づき、騒音、振動、悪臭に係る規制権限等が基礎自治体(市)に委譲される。 (24. 4. 1施行)
		8	「自然公園法の一部改正」(関係法令の制定に伴う所要の整備等) (23. 8. 30施行)
		9	「自然公園法施行規則」及び「自然環境保全条例施行規則」の一部改正(関係法令の制定に伴う千葉県自然環境保全条例の改正に伴う所要の整備等) (23. 10. 1施行)
		10	「水質汚濁に係る環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」の一部改正(カドミウムの基準値変更) (23. 10. 27施行)
		10	「排水基準を定める省令」の一部改正(1, 1-ジクロロエチレンの排水基準の変更) (23. 11. 1施行)
		10	「環境影響評価法施行令」及び「環境影響評価法施行規則」の一部改正(方法書説明会の実施等) (24. 4. 1施行)
		11	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正(有害物質貯蔵指定施設の定義等) (24. 6. 1施行)
		11	「環境影響評価法施行令」の一部改正(風力発電の追加) (24. 10. 1施行)
		12	「千葉県環境影響評価条例」の一部改正(方法書説明会の実施等) (23. 7. 1施行)
		24. 2	東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の策定
23. 12	放射能汚染による市民の不安を低減するため、放射線量測定器の市民貸出を開始	2	東京湾に係る「化学的酸素要求量に
12	放射性物質汚染対処特措法に基づく「汚染状況重点調査地域」に指定される。		

年月	市	年月	国及び県
24. 1	「特定施設から排出される化学物質による健康被害者の団体に対する補助金の交付に関する条例」の制定 (24. 1. 16公布・施行)		係る総量規制基準」、「窒素含有量に係る総量規制基準」及び「りん含有量に係る総量規制基準」の告示 (24. 5. 1施行)
24. 3	「野田市放射性物質除染計画」の制定	3	「水質汚濁防止法施行規則」の一部改正（有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準等） (24. 6. 1施行)
3	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（二次一括法）により、騒音規制法に基づく地域の指定権限等が県から市に移譲される。	3	「千葉県排水水質及び特定地下浸透水の汚染状態の測定の回数を定める条例」の制定 (24. 10. 1施行)
		3	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（1, 1-ジクロロエチレンの排水基準の変更） (24. 3. 30施行)
		3	印旛沼及び手賀沼に係る第6期「湖沼水質保全計画」の策定
		3	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正（方法書説明会の実施等） (24. 7. 1施行)
		3	「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」の策定
		3	「千葉県自然環境保全条例施行規則」の一部改正（関係法令の制定・改正に伴う所要の整備等） (24. 3. 20施行)
		3	「千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱」の一部改正（改組に伴う所要の整備） (24. 4. 1施行)
		3	「千葉県立自然公園条例」及び「千葉県立自然公園施行規則」の一部改正（自然保護法における、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しによる改正に伴う所要の整備等） (24. 3. 23一部施行・24. 4. 1施行)
		3	「千葉県浄化槽取扱指導要綱」全面改正 (24. 4. 1施行)
24. 4	放射能に対する市民の不安を解消するため、「野田市放射性物質除染計画」に基づく住宅用地の放射線測定		

24. 5	を開始 「野田市放射性物質除染計画」に基づく住宅用地の除染を開始	24. 5	「水質汚濁防止法施行令」、「水質汚濁防止法施行規則」及び「排水基準を定める省令」等の改正（特定施設及び有害物質の追加等） (24. 5. 25施行)
24. 8	第2次「野田市地球温暖化対策実行計画」の策定 期間 H24～28年度 基準年度（H23） 23, 208. 1t 目標年度（H28） 21, 815. 6t	24. 7	「千葉県環境保全条例」の一部改正（排出水の自主測定結果の記録の保存義務と事故時の措置について改正） (24. 10. 1施行)
24. 10	放射能汚染による不安を低減するため、市民の飲食物持込み放射能測定を開始	24. 8	「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（水生生物の保全に係る水質環境基準にノニフェノールを追加） (24. 8. 22公布・施行)
		8	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）の制定（25. 4. 1施行）
		24. 9	「生物多様性国家戦略2012-2020」閣議決定
		9	「バイオマス事業化戦略」の決定
		9	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（排出水の汚染状態の測定に関する規定の改正） (24. 10. 1施行)
		24. 10	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（1, 4-ジオキサンの排水基準の追加） (25. 4. 1施行)
		24. 11	「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」について一部改正（水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定（東京湾の一部）） (24. 11. 2公布・施行)
		24. 12	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」の一部改正（処理期限の延長） (24. 12. 12施行)
		25. 3	「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（水生生物の保全に係る水質環境基準に「直鎖アルキルベンゼン類（LAS）」を追加 (24. 8. 22公布・施行)
		3	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部改正（上乗せ対象の特定施設の追加） (25. 4. 1施行)
		3	「第2期千葉県自動車排出窒素酸

			物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の策定
		3	「千葉県環境影響評価条例」の一部改正（法対象事業における計画段階環境配慮書の手続の新設に伴う改正）（25. 4. 1施行）、（法対象事業における環境保全措置等の公表等の手続きの具体化に伴う改正）（25. 10. 1改正）
		3	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令等の改正に伴う改正）（25. 4. 1施行）、（法対象事業における環境保全措置等の公表等の手続の具体化に伴う改正）（25. 10. 1施行）
		3	「千葉県自然環境保全条例施行規則」の一部改正（関係法令の改正に伴う所要の整備等）（25. 4. 1施行）
		3	「千葉県自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る指導要綱」の一部改正（環境調査評価専門委員会の廃止等）（25. 4. 1施行）
		3	「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」の作成
		3	「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」の一部改正（中間処理届出制から毎月の実績報告制に変更）（25. 4. 1施行）
		3	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（事業者の低公害車導入義務、低公害車の定義等の見直し）（25. 4. 1施行）
		25. 6	「大気汚染防止法」の一部改正（アスベスト飛散防止対策の強化）（26. 6. 1施行）
		25. 7	「千葉県地質環境対策審議会」の設置（25. 7. 9設置）
		26. 6	「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」の一部改正（放射性物質の除外規定の削除）（26. 6. 27適用）
		6	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正（風力発電の追加等）（26. 7. 1施行）

27. 3	「野田市環境美化条例」の改正（「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」に名称変更） (27. 3. 31公布・27. 4. 1施行)	6 「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」の一部改正（風力発電の追加等） (26. 7. 1施行) 8 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（1. 1-ジクロロエチレンの土壌溶出量、第二溶出量、地下水基準の変更） (26. 8. 1公布及び施行) 10 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（同省令に基づく指定事務に係る一部の権限が都道府県等に移譲） (26. 10. 10公布・27. 4. 1施行) 11 水質汚濁防止法施行規則の一部改正及び排水基準を定める省令の一部改正（カドミウムの排水基準の変更） (26. 11. 4公布・26. 12. 1施行) 11 「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（トリクロロエチレンの環境基準の変更） (26. 11. 17公布及び施行) 12 「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」の制定 (27. 4. 1施行) 27. 3 「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の一部改正（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更に伴う改正） 5 「排水基準を定める省令」の一部改正（1, 4-ジオキサンの暫定排水基準の見直し） (27. 5. 1公布・27. 5. 25施行) 6 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の制定（一部の規定を除き、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生じる日から施行） 7 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（災害廃棄物処理に係る規定の整備） (27. 7. 17公布・27. 8. 6施行)
-------	---	--

27. 12	「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」に規定する重点区域に梅郷駅東口・西口周辺を指定 (27. 12. 28告示・28. 4. 1施行)	9 「水質汚濁防止法施行規則」及び「排水基準を定める省令」の一部改正（トリクロロエチレンの地下水の浄化措置命令に関する浄化基準及び排水基準の変更） (27. 9. 18公布・27. 10. 21施行) 28. 3 第9次「千葉県廃棄物処理計画」（28～32年度） 3 水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（低層溶存酸素量の環境基準の設定）（28. 3. 30公布及び施行） 5 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の一部改正（国民運動の強化、国際協力を通じた温暖化対策、地方自治体の地域レベルの温暖化政策の推進） (28. 5. 27施行) 5 「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（カドミウム、トリクロロエチレンの排水基準の変更） (28. 12. 1施行) 6 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」の一部改正（ほう素、ふっ素、硝酸化合物等の暫定排水基準の改正） (28. 6. 16公布・28. 7. 1施行) 7 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」の一部改正（使用中の高濃度PCB仕様製品に関する処分期限の義務付け、都道府県等の報告徴収・立入検査権限の強化等） (28. 7. 29公布・28. 8. 1施行) 7 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の改正（PCB廃棄物等の掘り起こし調査等に関する具体的手法の追加等） (28. 7. 26改正) 9 東京湾等の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」の策定 9 「千葉県地球温暖化対策実行計画」策定（28～42年度） 9 「再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」の策定 (28. 9. 15施行) 10 「水質汚濁防止法に基づき排出基準
--------	---	---

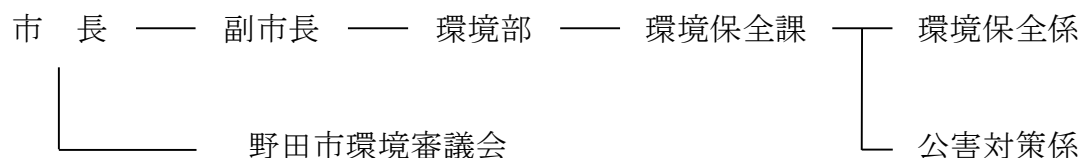
28. 10	「野田市環境保全条例施行規則」の一部改正（規制基準の変更） (28. 10. 28 公布)		を定める条例」の一部改正（ふっ素の暫定排水基準の改正） (28. 10. 25 施行)
29. 3	「野田市環境基本計画」の改訂	10	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（硝酸化合物等の排水基準の変更） (28. 11. 1 施行)
29. 8	第3次「野田市地球温暖化対策実行計画」の策定 期間 H29～R3年度 基準年度（H28） 24, 149. 4t 目標年度（R3） 21, 341. 0t	29. 3	「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の一部改正
30. 6	「野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の制定 (30. 10. 1 施行)	3	「千葉地域公害防止計画」 (28～32 年度)の策定
6	「野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」の制定 (30. 10. 1 施行)	5	「土壌汚染対策法」一部改正（土壌汚染状況等調査の実施対象の追加、汚染土壌処理業の譲受等の規定等） (29. 5. 19 公布、30. 4. 1・H31. 4. 1 施行)
		6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（有害使用済機器の保管等に係る規制の創設） (29. 6. 16 公布、30. 4. 1 施行)
		6	東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」策定
		6	東京湾に係る「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」・「窒素含有量に係る総量規制基準」「りん含有量に係る総量規制基準」告示 (29. 9. 1 施行)
		8	「水質汚濁防止法施行令」一部改正（水銀電解法によるかせ性ソーダ又はかせ性カリの製造業の用に供する塩水精製施設及び電解施設を同法の特定施設から削除） (29. 8. 16 施行)
		8	「千葉県浄化槽取扱指導要綱」一部改正（7 条検査手数料の前納制の導入等） (29. 10. 1 施行)
		30. 3	「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」策定
		3	「千葉県災害廃棄物処理計画」策定
		4	国の「第五次環境基本計画」策定
		4	「排水基準を定める省令」一部改正（1, 4-ジオキサンの暫定排水基準見直し） (30. 6. 13 公布・30. 5. 25 施行)
		6	「気候変動適応法」制定 (30. 6. 13 公布・30. 12. 1 施行)

		6	「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」策定 ※平成24年に策定した基本方針を変更
		6	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」一部改正 (30.6.22 施行)
		7	「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」一部改正 (発電事業者のガス機関等に関する基準変更) (30.7.1 施行)
		8	「排水基準を定める省令」一部改正 (海域の窒素・りんの暫定排水基準の見直し) (30.8.28 公布・30.10.1 施行)
		10	「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」の制定 (31.4.1施行)
		11	国が「気候変動適応計画」策定
		31.2	「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を「地域気候変動適応計画」に位置付け
31.3	「野田市太陽光発電設備設備の適正な設置等に関する条例」の制定 (31.4.1施行)	3	「第三次千葉県環境基本計画」の策定
		R1.5	「プラスチック資源循環戦略」策定
		5	「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定 (R1.10.1施行)
R1.6	「野田市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」の一部改正 (1.7.1施行) 「野田市住宅用省エネルギー設備設置等補助金交付要綱」の一部改正 (1.7.1施行)	6	「浄化槽法」一部改正 (2.4.1施行) (浄化槽の適正管理と単独処理浄化槽の転換促進を目的とした行政の役割強化)
		7	「環境影響評価法施行令」一部改正 (太陽電池発電所の追加) (2.4.1施行)
2.3	「野田市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱」の一部改正 (2.4.1施行)	2.1	「特定悪臭物質の測定の方法」一部改正 (2.2.1施行)
		4	「土壌環境基準」及び「土壌汚染対策法施行規則」一部改正 (カドミウム及びトリクロロエチレンの土壌環境基準等の変更) (3.4.1施行)
		6	「大気汚染防止法」一部改正 (石綿含有成形板等の規制対象への追加)

7 3.3 3 3 3	野田市が加盟している関東甲地域73市町村と民間事業者2社で構成されている「廃棄物と環境を考える協議会」が「ゼロカーボンシティ宣言」 (2.7.28表明) 「野田市環境基本計画改訂」 「野田市土砂等の埋立てによる土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」の一部を改正 (3.4.1施行) 「野田市住宅用省エネルギー設備設置等補助金交付要綱」の一部を改正 (3.4.1施行) 「野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」の一部改正	等) (3.4.1・4.4.1・5.10.1施行) 7 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正(災害廃棄物について、一般廃棄物処理施設設置に係る手続きの簡素化、PCB廃棄物の特例対象への追加) (2.7.16施行) 9 「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」一部改正(基準値の改正) (3.4.1施行) 9 「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」策定 10 首相の所信表明演説で、2050年カーボンニュートラルの実現を宣言 12 「水質汚濁防止法施行令」一部改正(住宅宿泊事業の用に供するちゅう房施設等を同法の特定施設から削除) (2.12.19施行) 12 「千葉県環境影響評価条例施行細則」一部改正(太陽電池発電所の追加) (3.4.1施行) 12 「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」一部改正(太陽電池発電所の追加等) 12 千葉県が県内の天然ガス採取企業9社と地盤沈下防止細目協定を改定締結「千葉県海岸漂着物対策地域計画」 12 改定 3.2 千葉県が2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言 3 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」改正 3 「第10次千葉県廃棄物処理計画(千葉県食品ロス削減推進計画)」(R3～R7年度)策定 3 「千葉県環境学習等行動計画」(～12年度)策定 3 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」一部改正 (3.3.5施行)
--	---	--

3	(3. 4. 1施行) 「野田市住宅用省エネルギー設備設置等補助金交付要綱」の一部改正 (3. 6. 24施行)		
			9 「大気汚染防止法施行令」一部改正 (ボイラーの規模要件を改正) (4. 10. 1施行) 10 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」一部改正（第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の種類の変更） (5. 4. 1 施行) 12 東京湾における底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定 (3. 12. 28 施行)
4. 3	「野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱」制定 (4. 4. 1施行)		4. 1 「第13次千葉県鳥獣保護管理事業計画」策定 東京湾等の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」策定 4. 3 「千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～」策定 4. 5 「宅地造成等規制法（盛土規制法）」一部改正 (R4. 5. 27公布) 4. 6 「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正 (R4. 7. 1施行)
4. 10	「カーボンニュートラルシティ実現に向けた包括連携協定」締結		
5. 3	「太陽光PPA事業の共同検証に関する基本合意書」の締結		
5. 4	第4次「野田市地球温暖化対策実行計画」の策定 期間 R4～12年度 基準年度（H25）23, 871. 1t 目標年度（R12）15, 325. 8t		
6. 1	野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の一部改正 (R6. 1. 1施行)		

2 組織



3 事務分掌

環境保全課

- 1 環境保全の計画に関すること。
- 2 環境保全の総合調整に関すること。
- 3 環境保全条例の施行に関すること。
- 4 埋立等の許可に関すること。
- 5 墓地に関すること。
- 6 畜犬登録に関すること。
- 7 あき地等の除草に関すること。
- 8 公衆便所の設置及び維持管理に関すること。
- 9 家ねずみ及び衛生害虫（森林及び農作物害虫を除く。）の駆除に関すること。
- 10 地球温暖化対策に関すること。
- 11 公害対策の企画調査及び調整に関すること。
- 12 公害被害に関する調査及び調整に関すること。
- 13 専用水道、簡易専用水道及び小規模水道に関すること。
- 14 飲用井戸等衛生対策に関すること。
- 15 環境審議会に関すること。

4 環境審議会

公害対策の基本的事項を調査審議する市長の諮問機関として、公害対策基本法に基づく野田市公害対策審議会を昭和46年4月に設置した。その後、環境基本法が制定され、公害対策基本法が廃止されたことに伴い、野田市公害対策審議会を改組し、野田市環境審議会を平成6年8月に設置した。本審議会は、学識経験者3名、自然保護団体を代表する者1名、一般社団法人野田市医師会を代表する者1名、野田市薬剤師会を代表する者1名、商工団体を代表する者2名、農業団体を代表する者1名、労働団体を代表する者1名、女性団体を代表する者1名、公募に応じた市民2名、その他市長が必要と認めた者1名の計14名で構成されている。

表 2-1 環境審議会委員

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

区 分	氏 名	役 職
学識経験者	横 田 匡 紀	委員長
	浅 野 幸 男	委 員
	近 藤 美 則	委 員
自然保護団体を代表する者	岩 槻 秀 明	委 員
一般社団法人野田市医師会を代表する者	門 倉 正 樹	委 員
野田市薬剤師会を代表する者	島 田 ゆかり	委 員
商工団体を代表する者	香 西 陽一郎	副委員長
	中 川 喜美子	委 員
農業団体を代表する者	矢 口 勇 二	委 員
労働団体を代表する者	中 村 将 浩	委 員
女性団体を代表する者	石 原 和 子	委 員
公募に応じた市民	渋 江 隆 雄	委 員
	笹 木 勝 利	委 員
その他市長が必要と認めた者	井 上 勉	委 員

(順不同・敬称略)



写真 環境審議会審議風景

5 公害防止に関する融資制度

本市では、市内に店舗・工場・事業所等を有する中小企業者で、1年以上同一事業を営んでいる法人又は個人の市税完納者が公害防止対策を行うため資金が必要なとき、2,000万円以内の融資を行っている。

表 2-2 融資の条件

(令和6年3月31日現在)

制 度 名	融資限度額	期間 (据置)	利 率		利子補給率
野田市中小企業資金 融資制度 (公害防止施設資金)	2,000 万円	7 年 (なし)	1 年以内	2.0%	年 3.0%以内
			1～3 年以内	2.2%	
			3～5 年以内	2.3%	
			5～7 年以内	2.7%	

6 公害防止協定

本市では、市内に店舗・工場・事業所等を有する事業者と公害防止協定を締結している。協定を締結した工場等には、協定に基づき、公害防止対策上必要な限度において立入調査等にご協力いただいている。

表 2-3 公害防止協定締結事業所数

(令和6年3月31日現在)

公害防止協定締結事業所数	225 社
--------------	-------

Ⅲ 環境基本計画の進捗状況

野田市環境基本計画は、環境保全に関する長期的な目標と施策の方向性を明示し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、野田市環境基本条例第8条に基づき策定するもので、現計画は令和3年3月に前計画を見直し策定した。

本計画では、市の望ましい環境像を「豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田」とし、自然と人々が共存共栄する持続可能な社会を築き、市民の健康で豊かな生活を実現するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いでいくことを目指している。この環境像を実現するため、表3-1のとおり6つの基本方向と20の施策の方向を定めている。

施策の進捗状況は、各施策の方向に設定した環境指標により把握、評価し本報告書で公表する。

表 3-1 基本方向と施策の方向

環境像	基本方向	施策の方向
豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田	1 自然との共生の確保 【自然環境】	① 里山の保全と活用
		② 自然との触れ合いの確保
		③ 生物の多様性の保全
	2 環境への負荷の少ない社会の実現 【生活環境】	④ 大気環境の保全
		⑤ 水質環境の保全
		⑥ 騒音・振動・悪臭防止
		⑦ 地質環境の保全
	3 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現 【生活環境】	⑧ 廃棄物の減量化の推進
		⑨ 資源化の推進
		⑩ 不法投棄の防止
		⑪ 環境マナーの普及啓発
	4 地球環境保全への貢献 【地球環境】	⑫ 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策
		⑬ エネルギーの効率的利用の促進
	5 快適な都市環境の確保 【地域環境】	⑭ 豊かな緑の確保
		⑮ 触れ合える水辺づくり
		⑯ 良好な景観の形成
		⑰ 歴史的文化的遺産の保護・継承
	6 みんなが参加する取組 【環境保全】	⑱ 環境教育・環境学習の推進
		⑲ 環境情報の共有とネットワークづくり
		⑳ 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり

達成状況は、将来目標値と各年度の実績を比較し、3段階で評価する。評価は☆☆☆を目標達成、☆☆を改善（目標未達）・現状維持、☆を悪化等とし、現状維持が目標の場合は、現状維持を目標達成☆☆☆とする。なお、年度ごとに変動し、達成状況が変化する場合は、最終年度の達成状況と各年度の達成状況を勘案して評価する。

各表に記載している現在値等は、環境基本計画（令和3年3月策定）の基準として用いた平成30年度の実績値であり、将来目標値は計画の最終年度である令和12年度までに達成すべき数値となっている。また、他の計画等の変更により必要がある場合には、基準年度または目標値を変更する。

1 自然との共生の確保

本市の自然環境は、市域を囲む江戸川等の河川と里山を基盤として形成されている。こうした自然環境を保全するためには、自然環境の理解、生物の多様性の保全、豊かな生態系の維持が重要である。

本計画では「自然との共生の確保」に係る施策の方向を、「里山の保全と活用」、「自然との触れ合いの確保」、「生物の多様性の保全」とし、施策の方向に係る環境指標に市と自然保護活動団体と協働で実施する「自然観察会などのイベント開催数」、「自然保護活動団体との協働事業数」及び「冬期湛水事業による再生湿地数」を設定し評価する。

令和5年度の実績は、表3-2のとおりであった。自然観察会などのイベント開催数、自然保護活動団体との共同事業者数は目標を達成したが、冬期湛水事業による再生湿地数においては、令和4年度と比べて減少する結果となり、目標を達成出来なかったが、第2期生物多様性の戦略において、生き物の環境調査の結果、効果が少ない再生湿地（冬みず田んぼ）の取組を縮小することとし、他地域において湧水、水田、樹林地が一体となった谷津田環境におけるビオトープの整備を新たに取り組んでいくこととしていることから、事業を転換していく。

表 3-2 自然環境に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目		基準年度 (30年度)	令和5年度 実績	将来目標値 (令和12年度)	評価
① 里山の保全と活用	◎自然観察会などの イベント開催数	11回/年	12回/年	12回/年	☆☆☆
② 自然との触れ合い の確保	◎自然保護活動団体 との協働事業数	4件	6件	5件	☆☆☆
③ 生物の多様性の保 全	◎冬期湛水事業によ る再生湿地数	9か所 (40,587 m ²)	6か所 (40,960 m ²)	9か所	☆

※1 自然観察会などのイベント開催数は、自然観察・体験学習等の自然保護活動団体と協働で実施したイベントの開催数としている。

※2 自然保護活動団体との協働事業数は、里山や緑化拠点の除草等の維持管理、みどりや自然、環境をテーマにしたイベントの開催の委託等の協働事業数としている。

2 環境への負荷の少ない社会の実現

公害法規の整備から 50 年が経過し、甚大な被害を引き起こす公害の発生は認められていないが、依然として光化学オキシダントの発生や、地盤沈下及び地下水汚染等の地域的な公害、生活排水等による水質汚濁は続いているため、大気環境、水質環境及び地質環境の監視を継続するとともに、生活排水による水質汚濁等の対策として、公共下水道の整備推進及び切替え、公共下水道計画区域外においては単独処理浄化槽やくみ取式便槽の合併処理浄化槽への切替えを促進することが重要である。

本計画では「環境への負荷の少ない社会の実現」に係る施策の方向を「大気環境の保全」(本報告書 V に調査結果の詳細を掲載)、「水質環境の保全」(同 VI の 1)、「騒音・振動・悪臭防止」、「地質環境の保全」(同 VI の 3 及び IX) とし、「大気環境の保全」では硫黄酸化物や窒素酸化物、光化学オキシダントなどの環境基準項目、「水質環境の保全」では河川における BOD75% 値、また、「地質環境の保全」では、地下水汚染の検出率や地盤沈下の発生状況を環境指標として評価する。

令和 5 年度の実績は、表 3-3 のとおりであった。光化学オキシダントの野田、桐ヶ作において、超過日数及び超過時間数が、令和 4 年度と比べて増加する結果となり、環境基準を達成出来なかった。

河川における BOD75% 値では、利根運河(運河橋)において環境基準を達成出来なかった。

表 3-3 環境への負荷の少ない社会の実現に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目			基準年度 (30 年度)	令和 5 年度 実績	将来目標値 (令和 12 年度)	評価
④ 大 気 環 境 の保全	◎硫黄酸化物（野田）		達成 (0.003ppm)	達成 (0.002ppm)	環境基準達成 (0.04ppm)	☆☆☆
	◎窒素酸化物（野田）		達成 (0.034ppm)	達成 (0.027ppm)	環境基準達成 (0.06ppm)	☆☆☆
	◎窒素酸化物（桐ヶ作）		達成 (0.029ppm)	達成 (0.022ppm)	環境基準達成 (0.06ppm)	☆☆☆
	◎浮遊粒子状物質（野田）		達成 (0.019mg/m³)	達成 (0.036ppm)	環境基準達成 (0.10mg/m³)	☆☆☆
	◎浮遊粒子状物質（桐ヶ作）		達成 (0.018mg/m³)	-	環境基準達成 (0.10mg/m³)	
	◎光化学オキシダント					
	野田	環境基準超過日数	77日	88 日	80日以下	☆
		環境基準超過時間数	416時間	431 時間	350時間以下	☆
桐ヶ作	環境基準超過日数	90日	93 日	90日以下	☆	
	環境基準超過時間数	513時間	431 時間	420時間以下	☆	
⑤ 水 質 環 境 の保全	◎河川における B O D 7 5 % 値					
	利根川		達成 (1.3mg/l)	達成 (1.4mg/l)	環境基準達成 (2.0mg/l)	☆☆☆
	江戸川		達成 (1.2mg/l)	達成 (1.2mg/l)	環境基準達成 (2.0mg/l)	☆☆☆
	利根運河（運河橋）		未達成 (5.1mg/l)	未達成 (5.2mg/l)	環境基準達成 (3.0mg/l)	☆
	◎公共下水道普及率		65.5%	72.29%	67.00%	☆☆☆
⑦ 地 質 環 境 の保全	◎地盤沈下の発生状況		0km²	0km²	0km²	☆☆☆
	◎有機塩素系化合物（検出率）		0%	0%※	0%	☆☆☆
	◎硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 （環境基準超過率）		25.0%	0%	減少	☆☆☆

※ 令和 5 年度にトリクロロエチレンが 1 地点で検出されたが、令和 6 年度に 2 回の追跡調査を実施したところ検出なしの結果となったため、他の分析の混入等と判断し検出なしとした。なお、追跡調査は継続する。

表 3-4 下水道年度別整備状況

項 目	単位	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
行政人口	人	154,330	153,993	153,529	153,600	153,656
世帯数	世帯	69,151	70,022	70,482	71,379	72,456
行政区域面積	ha	10,355	10,355	10,355	10,355	10,355
事業認可面積(汚水)	ha	2,160	2,160	2,160	2,222	2,222
処理区域面積	ha	1,814.96	1,829.57	1,845.45	1,866.15	1,878.07
処理区域人口	人	104,757	106,708	108,192	109,481	111,080
処理区域世帯数	世帯	37,802	38,872	39,700	40,423	41,406
水洗化人口	人	98,119	99,475	100,792	102,389	104,303
水洗化世帯数	世帯	35,136	35,795	36,496	37,534	38,777
普及率	%	67.88	69.29	70.47	71.28	72.29
水洗化率	%	93.66	93.22	93.16	93.52	93.90

3 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現

大量生産、大量廃棄型の経済社会活動を改め、リサイクルや資源の有効活用に係る取組が行われている。資源の有限性を踏まえ、生産・消費・廃棄の各段階において、徹底したごみの削減を行い、可能な限り再資源化・再利用化を行うことが重要である。また、清潔で快適な生活環境を確保するため、不法投棄を防止し、環境マナーの向上を図ることが求められている。

本計画では「資源の循環・効率化の進んだ社会の実現」に係る施策の方向を、「廃棄物の減量化の推進」、「資源化の推進」、「不法投棄の防止」、「環境マナーの普及啓発」とし、施策の方向に係る環境指標に「市民一人1日当たりのごみ排出量」、「ごみの資源化率」、「ごみの不法投棄指導件数」、「環境美化運動参加人数」を設定し評価する。

令和5年度実績は、表3-5のとおりであった。全ての項目において目標値に届かなかった。なお、環境美化運動参加人数に関しては、新型コロナウイルスの影響が低下したことにより開催する団体が増加し、令和4年度と比べて1,911人増となったが、基準年度よりも減少となった。

表3-5 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目		基準年度 (30年度)	令和5年度 実績	将来目標値 (令和12年度)	評価
⑧ 廃棄物の減量化の 推進	◎市民一人1日当 たりのごみ排出量	578.75 g / 人・日	555.66 g / 人・日	529.98 g / 人・日	☆☆
⑨ 資源化の推進	◎ごみの資源化率	28.72%	21.94%	増加	☆
⑩ 不法投棄の防止	◎ごみの不法投棄指 導件数	41件	49件	40件	☆
⑪ 環境マナーの普及 啓発	◎環境美化運動参加 人数	26,673人	20,265人	27,300人	☆

4 地球環境保全への貢献

地球環境問題は、世界共通の緊急課題である。持続可能な社会の構築に向け、地域における日常生活や事業活動においても、環境への負荷を低減する取組が求められている。

本計画では、「地球環境保全への貢献」に係る施策の方向を、「地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策」及び「エネルギーの効率的利用の促進」とし、施策の方向に係る環境指標に「エコアクション21登録事業者数」、「市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減」、「公用車中の低燃費・低公害車保有台数」を設定し評価する。

令和5年度の実績は、表3-6のとおりであった。エコアクション21登録事業者数は令和4年度から進展がなく悪化となった。また、野田市地球温暖化対策実行計画（第4次実行計画）の基準年度（平成30年度）及び将来目標値を環境指標とする市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減については、総排出量が令和4年度と比べて数値が改善されるも、20,979.1tで目標を達成できなかった。

表 3-6 地球環境保全への貢献に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目		基準年度 (30年度)	令和5年度 実績	目標値 (令和12年度)	評価
⑫ 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策	◎エコアクション21登録事業者数	7社	6社	10社	☆
	◎市の事業に伴う二酸化炭素排出量 ^{※1,2}	23,871.1 t-CO2	20,979.1 t-CO2	15,325.8 t-CO2	☆☆
	①エネルギー起源CO2	14,059.5 t-CO2	12,757.0 t-CO2	6,889.2 t-CO2	
	②非エネルギー起源CO2、CH4、N2O	9,807.2 t-CO2	8,218.0 t-CO2	8,434.2 t-CO2	
	③HFC等ガス（フロン類）	4.4 t-CO2	4.1 t-CO2	2.4 t-CO2	
⑬ エネルギーの効率的利用の促進	◎公用車中の低燃費・低公害車保有台数	100台	146台	増加	☆☆☆

※1 この項目は、「野田市地球温暖化対策実行計画（第4次）」の「基準年度（平成25年度）における排出量及び削減目標」を環境指標とする。

※2 排出量は、ガスの種類ごとに温暖化の影響の強さが異なることから、全て二酸化炭素として排出した場合の量に換算している。

5 快適な都市環境の確保

本市は、河川等の水辺空間やそれを取り巻く緑に恵まれるとともに、美しい街並みや歴史文化遺産も存在するなど、市民の心を豊かにする資源が豊富にある。このような資源を保全し、活用していくことが、快適な都市空間を確保するために重要である。

本計画では「快適な都市環境の確保」に係る施策の方向を、「豊かな緑の確保」、「触れ合える水辺づくり」、「良好な景観の形成」、「歴史的文化的遺産の保護・継承」とし、施策の方向に係る環境指標に「苗木配布数」、「水辺広場の数」、「景観形成対象地区数」、「指定文化財の件数」を設定し評価する。

令和5年度の実績は、表3-7のとおりであった。指定文化財の件数では令和4年度から4件増加し、目標達成となっている。苗木配布数については、新型コロナウイルスの影響が弱まり増加したが、目標を達成出来なかった。

表 3-7 快適な都市環境の確保に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目		基準年度 (30年度)	令和5年度 実績	将来目標値 (令和12年度)	評価
⑭ 豊かな緑の確保	◎苗木配布数 (花苗、球根含む)	1,960	1,530	1,800	☆
⑮ 触れ合える水辺づくり	◎水辺広場の数	3か所	3か所	3か所	☆☆☆
⑯ 良好な景観の形成	◎景観形成対象地区数	0か所	0か所	※2	※2
⑰ 歴史的文化的遺産 の保護・継承	◎指定文化財の件数 ※3	35件	39件	37件	☆☆☆

※1 水辺広場の数は、船形地区八間堀親水広場・小山地区小船橋水辺公園・木間ヶ瀬地区関宿落堀観察用ビオトープの3か所となっている。

※2 現状では、地区計画等により建築物の色彩、意匠などの誘導を行うことで良好な景観の形成に努めているが、景観計画については、私的財産等の利害関係が発生するため、慎重に審議を進める必要があることから、計画に位置付けるものの将来目標値については検討している。

※3 指定文化財の件数は、史跡、有形、無形民俗等の国、県及び市指定の文化財の件数としている。内訳としては、国指定4件、県指定9件、市指定26件となっている。

6 みんなが参加する取組

良好な環境づくりを進めるには、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の主体が、公平な役割分担の下で、環境への配慮を心掛けていくことが求められている。このためには、市民が環境保全のための知識を身に付けられるよう、環境学習の場や機会を様々な形で持ち、環境に配慮した行動の必要性を理解して実践していくことが必要である。また、こうした一人一人が結びつき、大きなネットワークとなっていくことが大切である。

本計画では「みんなが参加する取組」に係る施策の方向を、「環境教育・環境学習の推進」と「環境保全活動の拠点づくり・組織づくり」とし、施策の方向に係る環境指標に「こどもエコクラブの登録数」、「小中学校での環境教育実施校数」、「市民講座・イベント回数」、「環境活動団体数」を設定し評価する。

令和5年度の実績としては、表3-8のとおりであった。こどもエコクラブの登録数は基準年度から増加となったが、目標の達成には至らなかった。小中学校での環境教育実施校数においては目標達成となっている。

市民講座・イベント回数は、令和4年度から13件増加したが、目標を達成出来なかった。

環境活動団体数も基準年度より減少しており、目標を達成出来なかった。

表3-8 みんなが参加する取組の達成状況

環境指標の項目		基準年度 (30年度)	令和5年度 実績	将来目標値 (令和12年度)	評価
⑮ 環境教育・環境学習 の推進	◎こどもエコクラブの登録数	1クラブ	2クラブ	5クラブ	☆☆
	◎小中学校での環境教育実施校数※ 1	31校	31校	全校 (31校)	☆☆☆
⑳ 環境保全活動の拠点 づくり・組織づくり	◎市民講座・イベント回数※ 2	38回	30回	現状維持	☆
	◎環境活動団体数 ※3	10団体	9団体	10団体	☆

※1 小中学校での環境教育実施については明確な基準がなかったため、27年度から「農業体験」、「自然観察学習」を実施した学校数としている。

(令和5年度からは市立中学校の1年生を対象とし、民間事業者への委託により環境教育を実施している。)

※2 市民講座・イベント回数は、環境・ふるさとの歴史等をテーマとした講座・イベントの実施回数としている。

※3 環境活動団体数は、環境に関する教育や学習、景観の保全、保護等の環境に関する活動を実施した団体数としている。

IV 地球温暖化対策

温室効果ガスの排出による地球温暖化は、地球的規模で環境に影響する問題として、国や地方自治体、事業者、国民などの主体により、温室効果ガスの排出量削減等の取組が行われている。

本市では、平成9年12月から市役所本庁舎の温室効果ガス排出削減の取組を開始し、平成19年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「野田市地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定、その後、3度の改訂を経て、現在は第4次温暖化対策実行計画により、市が管理する全施設で取組を実施している。

令和5年度の市の事業に伴う温室効果ガス排出量は、全体で20,979.1t-CO₂となり、基準年度（平成25年度 23,871.1t-CO₂）比で約12%減少する結果となっているが、目標値（15,325.8t-CO₂）の達成は出来なかった。

削減項目別に見ると、主にガソリン、電気の使用に伴うエネルギー起源による排出量は、令和5年度で12,757.0t-CO₂となっており、基準年度（14,059.5t-CO₂）比で約9%の削減となった。

また、自動車走行距離、一般廃棄物焼却などに伴う非エネルギー起源による令和5年度排出量は8,218.1t-CO₂となっており、基準年度（9,807.2t-CO₂）比で約16%減少し、HFC封入カーエアコンの使用によるHFC等ガスの排出量は4.1t-CO₂となり、基準年度（4.4t-CO₂）比で約7%の減少となった。

依然として目標値の達成には、排出量全体で25%以上の削減が必要になることから、引き続き、冷暖房の温度設定など身近なところから取り組めるエネルギー使用量の削減や官民一体でゴミの減量、リサイクルの推進や公共施設整備における負荷の低減を図るため再生可能エネルギーの導入等、温室効果ガス削減に取り組むことが求められる。

表 4-1 温室効果ガスの種類別排出量（令和5年度）

	排出量※(t-CO ₂)	割合(%)
エネルギー起源(CO ₂)	12,757.0	60.81
非エネルギー起源(CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O)	8,218.0	39.17
HFC等ガス（フロン類）	4.1	0.02
総 計	20,979.1	100.00

※排出量はガスの種類ごとに温暖化の影響の強さから二酸化炭素として排出した場合の量に換算している。

表 4-2 温室効果ガスの原因別排出量（令和 5 年度）

	排出量※(t-CO ₂)	割合(%)
ガソリン	356.3	1.7
灯油	844.1	4.0
軽油	254.2	1.2
A重油	896.9	4.3
液化石油ガス(LPG)	404.7	1.9
都市ガス	1,343.1	6.4
電気	8,657.7	41.3
自動車走行距離	17.4	0.1
廃プラスチックの焼却	7,760.8	37.0
一般廃棄物の焼却	399.1	1.9
し尿処理	44.8	0.2
総 計	20,979.1	100.0

※排出量はガスの種類ごとに温暖化の影響の強さから二酸化炭素として排出した場合の量に換算している。

表 4-3 温室効果ガスの排出実績一覧（令和 5 年度）

排出要因	目標値 (t-CO ₂)	実績値 (t-CO ₂)
エネルギー起源 (CO ₂)	6,889.2	12,757.0
非エネルギー起源 (CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O)	8,434.2	8,218.0
HFC等ガス (フロン類)	2.4	4.1
合計	15,325.8	20,979.1

※1 要因別排出量の目標値は目安として設定しています。

※2 排出量はガスの種類ごとに温暖化の影響の強さから二酸化炭素として排出した場合の量に換算している。

V 大 気 汚 染

大気汚染は、主として工場・事業所等の固定発生源から排出されるばい煙や、自動車等の移動発生源からの排出ガス等によって引き起こされる。近年は自動車等の移動発生源から発生する窒素酸化物（NO_x）や浮遊粒子状物質（SPM）などによる大気汚染が問題視されてきたが、自動車 NO_x・PM 法による規制等により、影響が低減されている。

大気汚染物質には、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、光化学オキシダント（O_x）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）等がある。本市では、これらの汚染物質の濃度を把握するため、昭和 50 年 3 月に中央小学校裏校庭に大気汚染野田測定所を設置し、昭和 50 年度から測定を開始した。現在は本測定所を県に貸与し、平成 3 年 4 月に二川中学校敷地内に県が設置した桐ヶ作測定所とあわせ、市内 2 箇所ですべての測定が行われている。野田測定所の測定結果は表 5-2、図 5-1、-2 に、昭和 50 年度からの経年変化を図 5-5 に示す。桐ヶ作測定所の測定結果は表 5-3、図 5-3、-4 に、平成 3 年度からの経年変化を図 5-6 に示す。



写真：大気汚染野田測定所 中央小学校

また、環境省では、自動車から排出される大気汚染物質による影響を測定するため、国道 16 号沿いの中央の杜に国設野田自動車交通環境測定所を設置し、平成 14 年 4 月から測定を行っている。

なお、これらの汚染物質に対し、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として、国が環境基準（表 5-1）を定めている。

表 5-1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

※光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の化学反応により生成される酸化性物質をいう

※浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 マイクロメートル以下のものをいう

※微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5 マイクロメートル以下のものをいう

※環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所には適用されない

表 5-2 大気汚染野田測定所での大気汚染の年平均値経年変化一覧表

年度	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化窒素 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	光化学オキシダント (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	微小粒子状物質 (μ g/m ³)
令和元年	0.001	0.003	0.012	0.033	0.017	10.0
令和2年	0.001	0.003	0.012	0.032	0.016	9.8
令和3年	0.001	0.003	0.011	0.034	0.015	9.0
令和4年	0.001	0.003	0.011	0.033	0.015	9.6
令和5年	0.001	0.002	0.011	0.035	0.016	9.3

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-1 大気汚染野田測定所における大気質状況経年変化（年平均値）
（硫黄酸化物・窒素酸化物・光化学オキシダント）

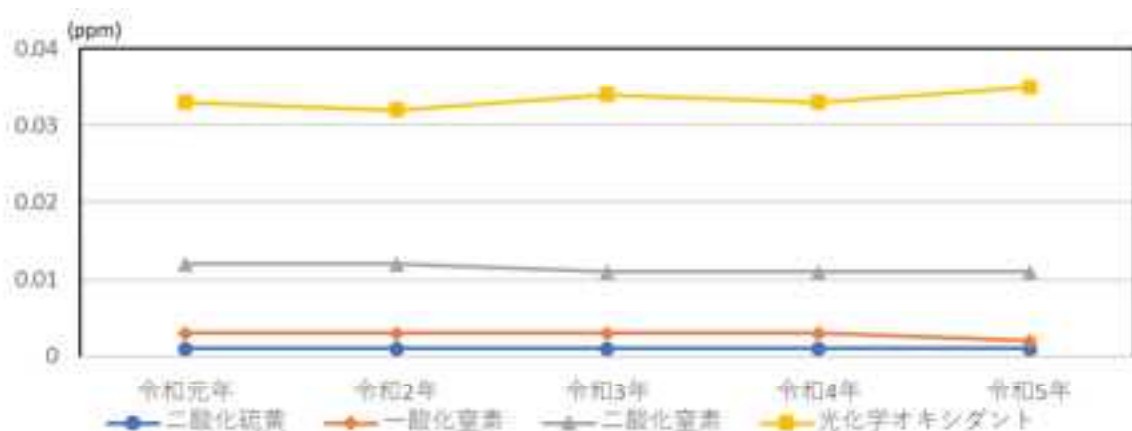


図 5-2 大気汚染野田測定所における大気質状況経年変化（年平均値）
（浮遊粒子状物質・微小粒子状物質（PM2.5））

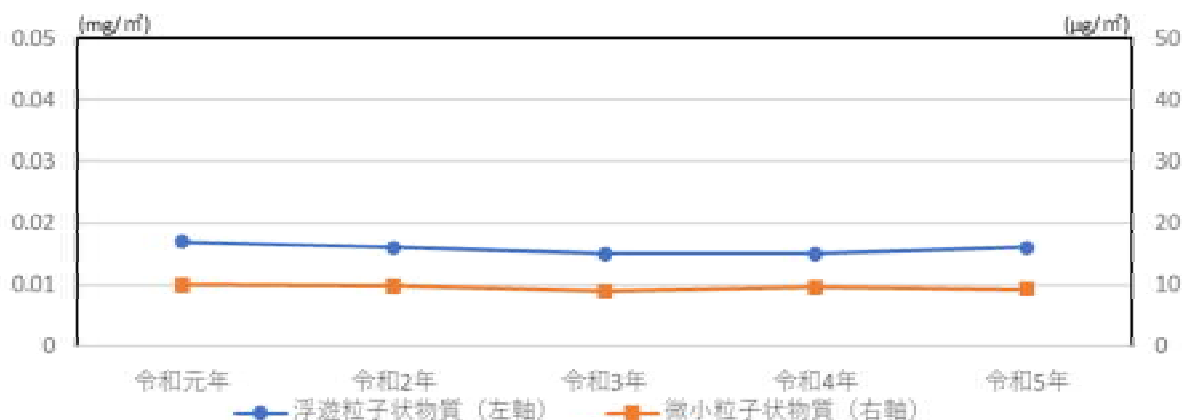


表 5-3 大気汚染桐ヶ作測定所での大気汚染の年平均値経年変化一覧表

年度	一酸化窒素 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	光化学オキシ ダント (ppm)	浮遊粒子状物 質 (mg/m ³)	微小粒子状物質 (PM2.5) (μg/m ³)
令和元年	0.002	0.010	0.035	0.017	9.3
令和2年	0.002	0.009	0.032	0.016	8.9
令和3年	0.002	0.009	0.034	－※1	8.2
令和4年	0.002	0.009	0.032	－※1	8.8
令和5年	0.002	0.009	0.034	－※1	8.6

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

※1 令和3年、令和4年度浮遊粒子状物質；機械メンテナンスにより欠測

図 5-3 大気汚染桐ヶ作測定所における大気質状況経年変化（年平均値）
（窒素酸化物・光化学オキシダント）

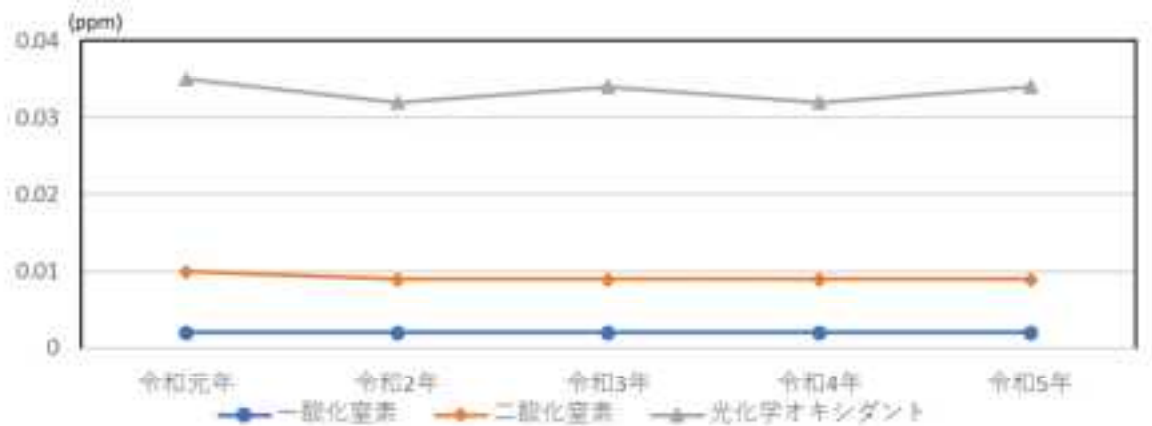


図 5-4 大気汚染桐ヶ作測定所における大気質状況経年変化（年平均値）
（浮遊粒子状物質・微小粒子状物質（PM2.5））

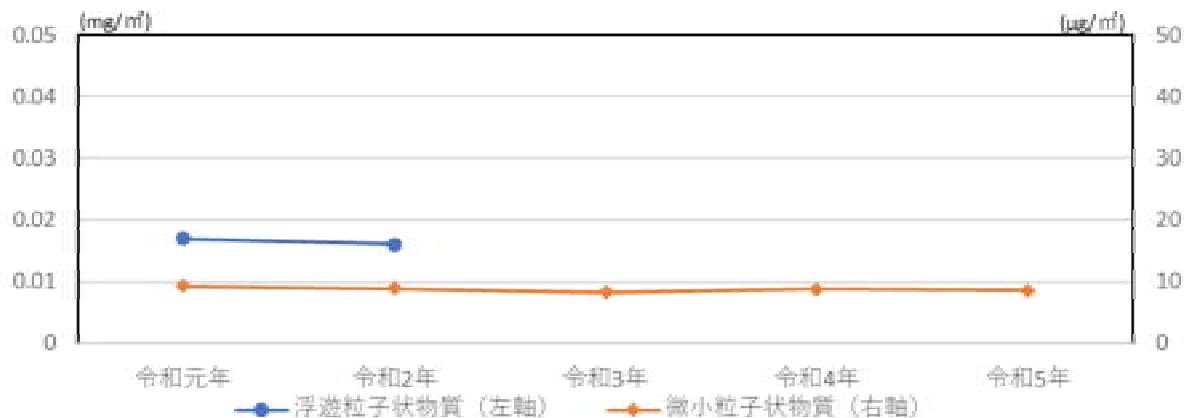


図 5-5 大気汚染野田測定所における昭和 50 年からの経年変化

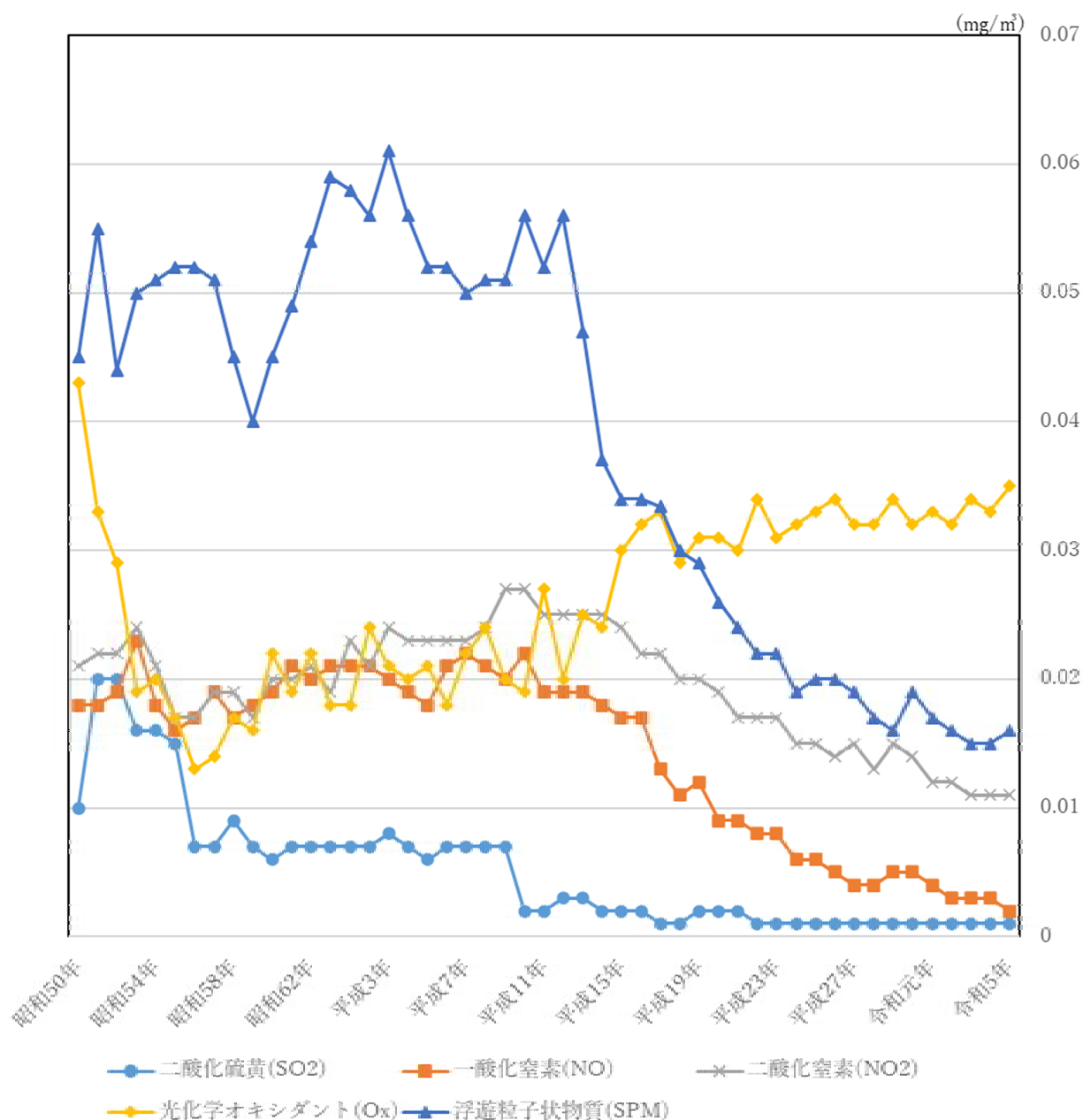
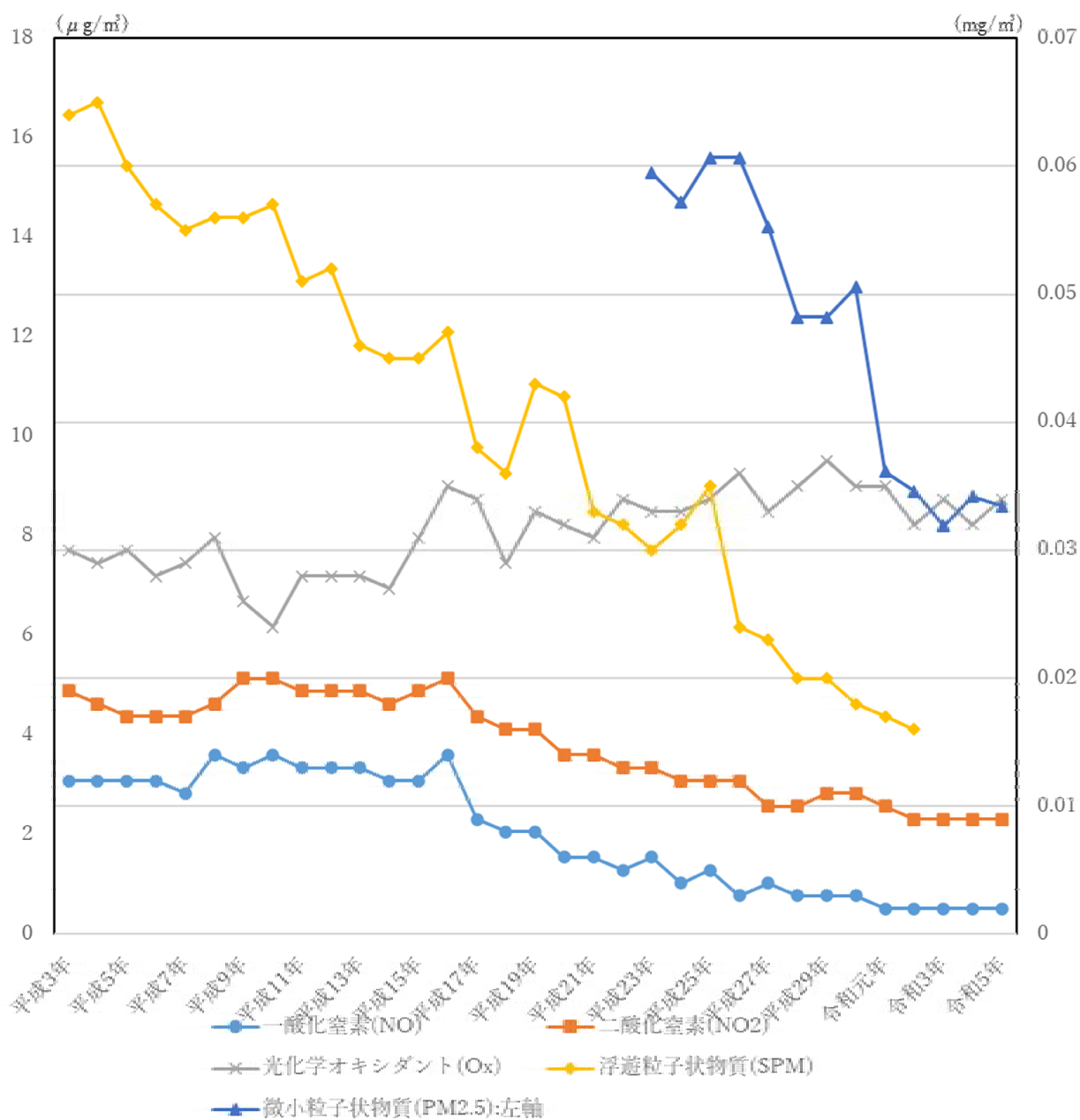


図 5-6 大気汚染桐ヶ作大気測定所における平成 3 年からの経年変化



1 硫黄酸化物

大気中の硫黄酸化物は、主として工場等で使用される石炭・石油等の化石燃料の燃焼により排出され、呼吸器官を刺激して、ぜんそくや気管支炎などの原因となるほか、酸性雨の原因となり、植物にも影響を与えることが知られている。

令和5年度の二酸化硫黄（SO₂）の測定結果は、長期的・短期的評価ともに環境基準（表5-1）を達成した（表5-5）。過去3年間の経月変化（表5-4、図5-7）をみると、硫黄酸化物の濃度に季節的変動はほとんどなく、低濃度で安定したレベルを保持している。

表5-4 大気汚染野田測定所における二酸化硫黄の月別測定結果（過去3年間）

単位：ppm

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
令和3年	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
令和4年	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
令和5年	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図5-7 大気汚染野田測定所における二酸化硫黄の月別測定結果（過去3年間）

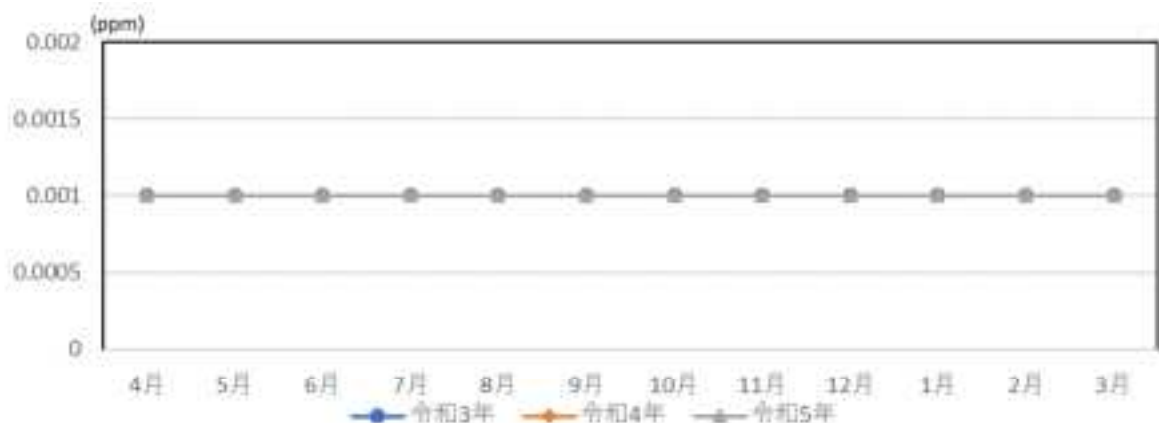


表 5-5 二酸化硫黄の環境基準との適合状況（令和 5 年度）

（野田測定所のデータ）

有効測定日数			364 日
測定時間			8,696 時間
短期的評価	1 時間値が 0.10ppm を超えた時間数とその割合	時間	0 時間
		%	0.00%
	日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合	日	0 日
		%	0.00%
長期的評価	日平均値の 2%除外値		0.002ppm
	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無		無
	環境基準の適否		適

※二酸化硫黄の環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

※環境基準適合の評価方法

- ・短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
- ・長期的評価：1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下で、かつ、1 日平均値 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続していないこと。

※2%除外値とは、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高いほうから数えて 2%の範囲内にある測定値を除外した後の最高値をいう

2 窒素酸化物

窒素酸化物は、物の燃焼に伴って大気中の窒素が酸化されて発生するものや、燃料中の窒素が酸化されて発生するものなどがあり、これらの生成物として一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）等がある。これらは呼吸器系に影響を与え、光化学スモッグの主要原因物質となる。

令和5年度の二酸化窒素（NO₂）の測定結果は、全測定所において長期的・短期的評価ともに環境基準（表5-1）を達成した（表5-14）。また、県の環境目標値に対しても全測定所で達成となっている。なお、一酸化窒素の環境基準は定められていない。

窒素酸化物の測定結果は、野田測定所における過去5年分の経年変化を表5-2、図5-1に、過去3年分の経月変化を表5-10、-11、図5-8、-9に示し、昭和50年度からの経年変化を図5-5に示す。桐ケ作測定所における過去5年分の経年変化を表5-3、図5-3に、経月変化を表5-12、-13、図5-10、-11に、昭和50年からの経年変化を図5-5に示す。

測定値の季節的変動は、一酸化窒素、二酸化窒素ともに冬季に測定値が高くなる傾向が見られる。これは、気温の低下により燃焼機器が使われ始めること、また、地表面付近の気温が下がることで、上空との温度差が少なくなり、大気の対流が起こりにくくなるため、地表面近くに汚染物質が留まることが原因であるという研究報告があり、本市においても同様のことが原因となっていると想定される。また、経年変化は、一酸化窒素、二酸化窒素ともに横ばいとなっている。

表5-10 大気汚染野田測定所における一酸化窒素の月別測定結果（過去3年間）

単位：ppm

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
令和3年	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.005	0.011	0.004	0.003	0.002	0.003
令和4年	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.003	0.004	0.004	0.003	0.002	0.002
令和5年	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.004	0.005	0.005	0.003	0.001	0.002

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図5-8 大気汚染野田測定所における一酸化窒素の月別測定結果（過去3年間）

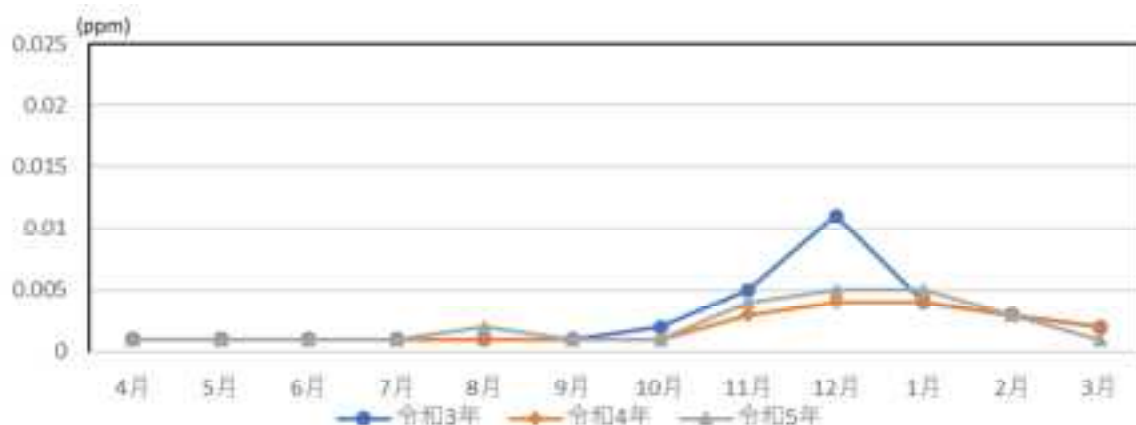


表 5-11 大気汚染野田測定所における二酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：ppm

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
令和 3 年	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007	0.008	0.011	0.017	0.019	0.014	0.014	0.012	0.011
令和 4 年	0.010	0.009	0.009	0.009	0.007	0.007	0.011	0.015	0.017	0.015	0.013	0.011	0.011
令和 5 年	0.009	0.009	0.009	0.009	0.007	0.008	0.010	0.015	0.017	0.014	0.012	0.010	0.011

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-9 大気汚染野田測定所における二酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

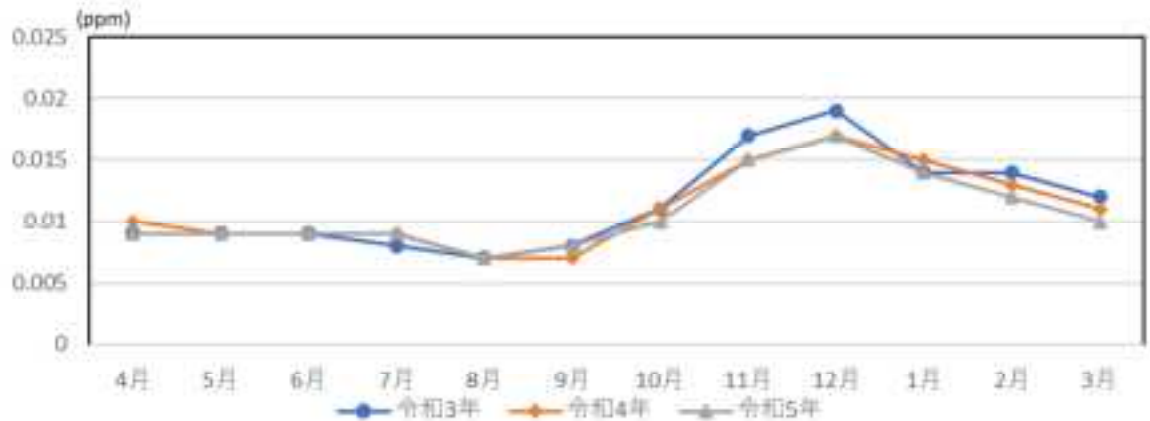


表 5-12 大気汚染桐ヶ作測定所における一酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：ppm

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
令和 3 年	0.001	0.001	-※1	0.001	0.001	0.001	0.001	0.004	0.006	0.002	0.002	0.001	0.002
令和 4 年	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.003	0.004	0.004	0.003	0.002	0.002
令和 5 年	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.004	0.004	0.005	0.003	0.001	0.002

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

※1 令和 3 年 6 月は、機械メンテナンスのため、欠測。

図 5-10 大気汚染桐ヶ作測定所における一酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

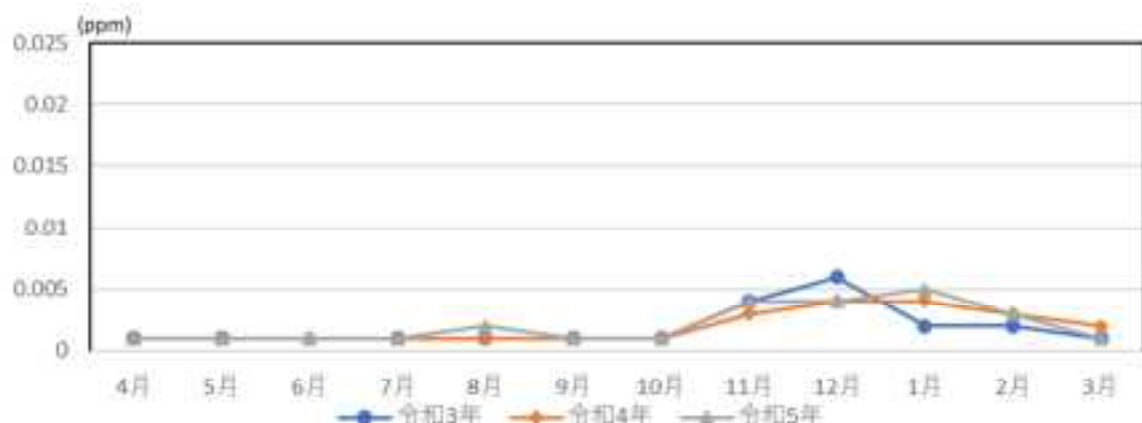


表 5-13 大気汚染桐ヶ作測定所における二酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：ppm

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
令和 3 年	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.009	0.013	0.014	0.011	0.011	0.009	0.009
令和 4 年	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.008	0.011	0.013	0.012	0.011	0.010	0.009
令和 5 年	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006	0.008	0.012	0.014	0.012	0.010	0.009	0.009

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-11 大気汚染桐ヶ作測定所における二酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

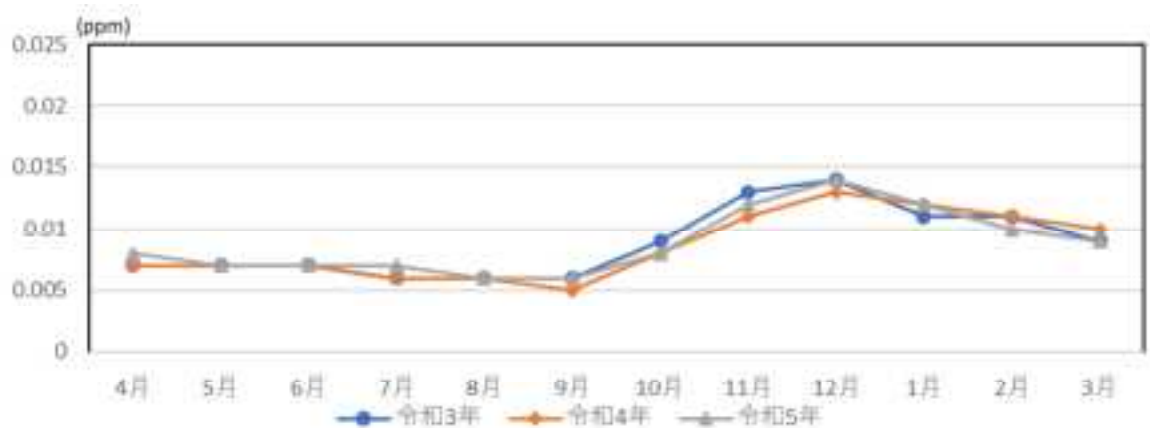


表 5-14 二酸化窒素の環境基準との適合状況（令和 5 年度）

測定所名	野田測定所	桐ヶ作測定所	国設野田自動車交通環境測定所
有効測定日数	364 日	364 日	357 日
測定時間	8,696 時間	8,699 時間	8,542 時間
1 日平均値の年間 98% 値 (ppm)	0.027ppm	0.022ppm	0.034ppm
環境基準(0.04～0.06)との適否	適	適	適
県環境目標値(0.04)との適否	適	適	適

※二酸化窒素の環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること

※評価方法：1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下であること

※98% 値とは 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低いほうから数えて 98% 目にあたる値

※千葉県環境目標値：日平均値の 98% 値が 0.04ppm

3 光化学オキシダント

光化学オキシダント（Ox）は、窒素酸化物や炭化水素等の1次汚染物質が、太陽光線（紫外線）により化学反応を起こして生成される2次汚染物質で、光化学スモッグの原因となる。

令和5年度の光化学オキシダントの測定結果は、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間が野田測定所で88日、431時間、桐ヶ作測定所で93日、431時間に達しており、環境基準（表5-1）を達成していない（表5-17）。

光化学オキシダントの野田測定所における経年変化を表5-2、図5-1に、過去3年分の経月変化を表5-15、図5-12に示し、桐ヶ作測定所における経年変化を表5-3、図5-3に経月変化を表5-16、図5-13に示す。

月別の測定値から、季節変動があり窒素酸化物の変化とは逆に4月～8月に濃度が上昇し、11月～12月を中心に濃度の低下がみられる。これは、日照時間との関係が推測される。一方、経年変化では、過去3年間はおおむね同水準で推移している。

光化学オキシダント濃度が高くなると、「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づいて、光化学スモッグ注意報や警報が発令される。緊急時等の発令及び解除については、防災無線、メール配信サービス等により迅速に市民への情報提供をおこなっている。

なお、昭和48年以後、本市において光化学スモッグによる被害は確認されていない（表5-18）。

表5-15 大気汚染野田測定所における光化学オキシダントの月別測定結果（過去3年間）

単位：ppm

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
令和3年	0.044	0.046	0.044	0.034	0.031	0.033	0.030	0.026	0.021	0.029	0.032	0.040	0.034
令和4年	0.044	0.046	0.042	0.034	0.035	0.029	0.028	0.024	0.020	0.024	0.034	0.038	0.033
令和5年	0.046	0.046	0.045	0.045	0.023	0.031	0.034	0.027	0.023	0.026	0.032	0.040	0.035

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図5-12 大気汚染野田測定所における光化学オキシダントの月別測定結果（過去3年間）

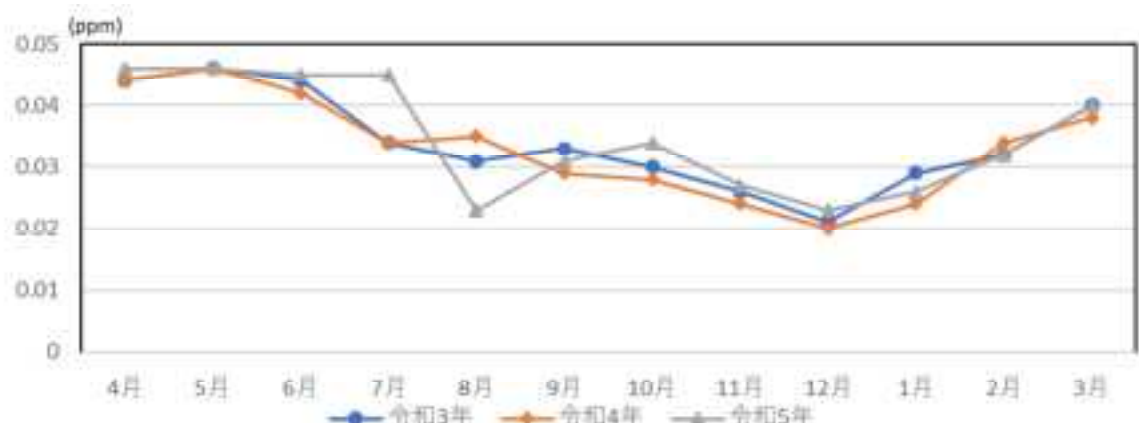


表 5-16 大気汚染桐ヶ作測定所における光化学オキシダントの月別測定結果（過去 3 年間）

単位：ppm

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
令和 3 年	0.043	0.046	0.044	0.034	0.032	0.033	0.030	0.025	0.022	0.029	0.033	0.038	0.034
令和 4 年	0.042	0.044	0.042	0.035	0.034	0.029	0.029	0.024	0.020	0.024	0.032	0.036	0.032
令和 5 年	0.044	0.045	0.045	0.046	0.025	0.031	0.033	0.026	0.021	0.023	0.029	0.038	0.034

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-13 大気汚染桐ヶ作測定所における光化学オキシダントの月別測定結果（過去 3 年間）

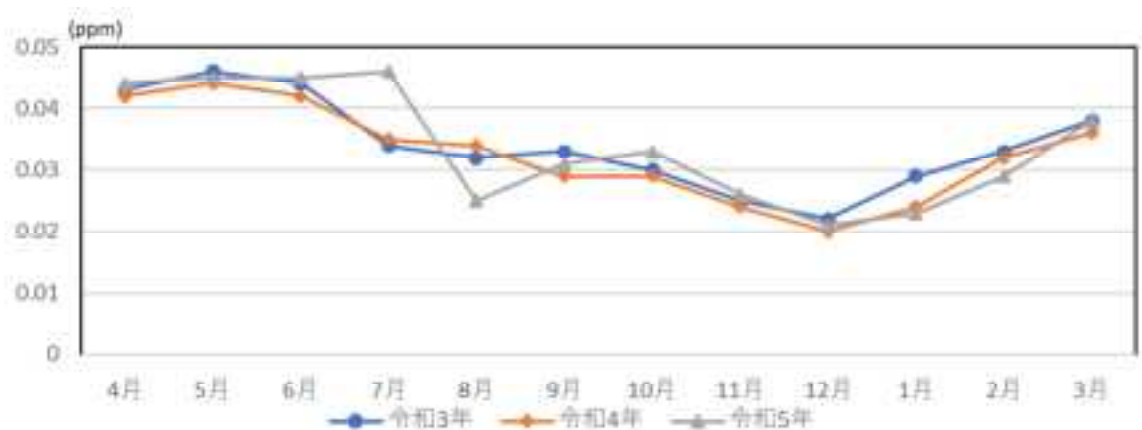


表 5-17 光化学オキシダントの環境基準との適合状況（令和 5 年度）

項 目		野田測定所	桐ヶ作測定所
測定日数(昼間)		366 日	366 日
測定時間(時間)		5,482 時間	5,482 時間
昼間※の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数・時間数	日	88 日	93 日
	時間	431 時間	431 時間
環境基準との適否		否	否

※ 昼間とは 5 時から 20 時までの間を示す

表 5-18 光化学オキシダント年度別測定結果及び光化学スモッグ発令・被害状況

年度	光化学オキシダント 年平均値（野田測定所） （ppm）	注意報発令状況 野田地域（東葛地域※） （日）	健康被害状況 野田地域（東葛地域※） （人）
昭和 60 年	0.022	7	1
昭和 61 年	0.019	6	0
昭和 62 年	0.022	10	62
昭和 63 年	0.018	1	0
平成元年	0.018	2	0
平成 2 年	0.024	9	2
平成 3 年	0.021	7	0
平成 4 年	0.020	6	0
平成 5 年	0.021	1	0
平成 6 年	0.018	5	0
平成 7 年	0.022	6	0
平成 8 年	0.024	2	0
平成 9 年	0.020	0	0
平成 10 年	0.019	3	0
平成 11 年	0.027	0	0
平成 12 年	0.020	11	0
平成 13 年	0.025	9	0
平成 14 年	0.024	8	0
平成 15 年	0.030	6	0
平成 16 年	0.032	17	0
平成 17 年	0.033	25	0
平成 18 年	0.029	5	0
平成 19 年	0.030	9	0
平成 20 年	0.031	3	0
平成 21 年	0.029	1	0
平成 22 年	0.034	9	0
平成 23 年	0.031	3	0
平成 24 年	0.032	4	0
平成 25 年	0.033	6	0
平成 26 年	0.034	7	0
平成 27 年	0.033	8	0
平成 28 年	0.032	0	0
平成 29 年	0.034	5	0

平成 30 年	0.032	1	0
令和元年	0.033	2	0
令和 2 年	0.032	1	0
令和 3 年	0.034	1	0
令和 4 年	0.033	2	0
令和 5 年	0.034	1	0

※平成 24 年度から野田市は東葛飾地域から独立し野田地域となったため、平成 24 年以前は東葛地域の数及び健康被害状況となっている。平成 24 年からは野田地域のみに発令された件数及び健康被害状況を記載している。

表 5-19 光化学スモッグ注意報等の発令基準

予 報	気象条件並びに各種汚染物質濃度を検討し、オキシダントによる大気汚染の状況が悪化するおそれがあると判断されるとき、判断した当日の午前 11 時までに発令する。
注 意 報	オキシダントによる大気汚染の状況が悪化し、測定局におけるオキシダント濃度が 0.12ppm 以上である状態になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
警 報	注意報が発令されている状況がさらに悪化し、測定局におけるオキシダント濃度が 0.24ppm 以上になり、かつ、気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
重大緊急報	警報が発令されている状況がさらに悪化し、測定局におけるオキシダント濃度が 0.40ppm 以上になり、かつ、気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
前 日 予 報	千葉県光化学スモッグ等予測システムによる前日予測の結果から、翌日のオキシダント濃度が 0.12ppm 以上の地域が広域となることが予測されるとき、前日予測日の午後 4 時までに発令する。

※ 予報・注意報・警報・重大緊急報の発令基準は「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」に定めるところによる

※ 前日予報の発令基準は「千葉県光化学スモッグ前日予報制度運用要領」に定めるところによる



～コラム『環境リーフレット』～

環境関連法令や条例などの取り決めは、近年、世の中の動きが早く、頻繁に新しく作られたり、改正されたりしています。このため、市の窓口の手続きや環境に関する取り決めが、時に難解に感じられることも多いようです。環境保全課では、こういった行き違いをなくし、広く一般の人にも環境に関する取り決めを知っていただくため、手作りのリーフレットを作成し、窓口で配布しております。

4 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質（SPM）は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロ・メートル）以下のものをいい、工場・自動車・火山活動等により大気中に放出されたススや粉じん等の物質で構成されている。気道や肺胞などに付着して、呼吸器疾患の増加など人間の健康に悪影響を及ぼすと考えられている。

令和5年度の測定結果は、全測定所で環境基準（表5-1）を達成した（表5-22）。

浮遊粒子状物質の野田測定所における月別測定値を表5-20、図5-14に示し、桐ヶ作測定所における月別測定値を表5-21、図5-15に示す。また、野田測定所の経年変化を図5-16に示す。

月別の測定値から、季節的変動は顕著ではないが、8月に高い値を示すことが多い。浮遊粒子状物質には、発生源から直接粒子として排出される「一次粒子」と、ガス状の窒素酸化物や硫黄酸化物、揮発有機化合物等の気体として排出され、大気中で化学反応などにより粒子化した「二次生成粒子」があり、特に8月は日中の紫外線を受けた光化学反応による「二次生成粒子」が多くなるとの研究報告もあるため、経年的には各年度の日照時間に左右されていることが考えられる。また、年平均値の経年変化（図5-16）は18年以降減少傾向を示していたが、ここ数年は停滞している。

表5-20 大気汚染野田測定所における浮遊粒子状物質の月別測定結果（過去3年間）

単位： mg/m^3

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
令和3年	0.016	0.017	0.015	0.014	0.016	0.015	0.013	0.015	0.016	0.013	0.012	0.015	0.015
令和4年	0.016	0.013	0.018	0.017	0.017	0.014	0.014	0.016	0.011	0.014	0.013	0.017	0.015
令和5年	0.018	0.017	0.017	0.021	0.021	0.016	0.013	0.016	0.015	0.011	0.010	0.012	0.016

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図5-14 大気汚染野田測定所における浮遊粒子状物質の月別測定結果（過去3年間）

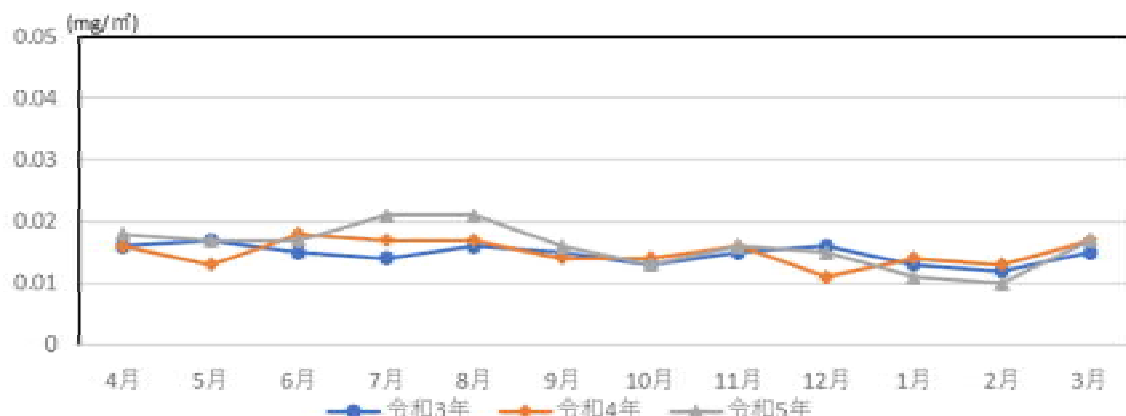


表 5-21 大気汚染桐ケ作測定所における浮遊粒子状物質の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：mg/m³

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
令和 3 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 4 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 5 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

※令和 3～5 年度については機械メンテナンスにより欠測

図 5-15 大気汚染桐ケ作測定所における浮遊粒子状物質の月別測定結果（過去 3 年間）

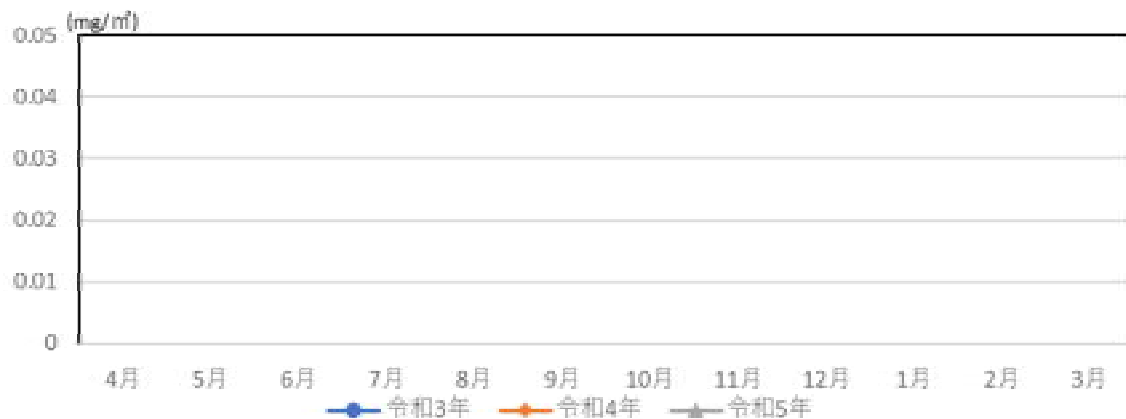


図 5-16 大気汚染野田測定所における大気質状況経年変化（年平均値）
（浮遊粒子状物質：SPM）

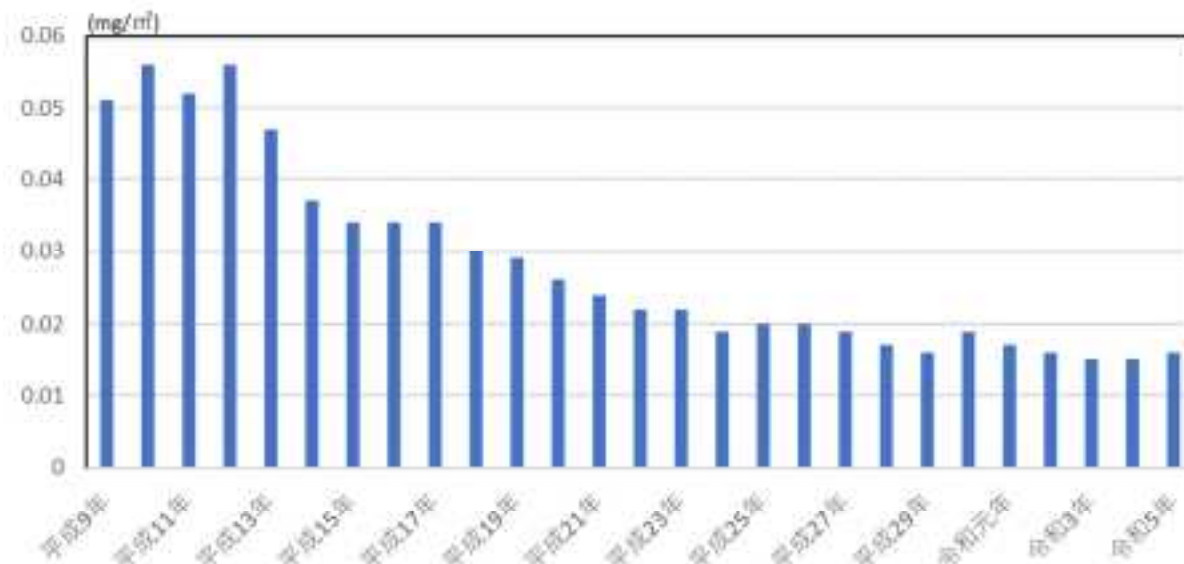


表 5-22 浮遊粒子状物質の環境基準との適合状況（令和 5 年度）

測定所名		野田測定所	桐ヶ作測定所	国設野田自動車交通環境測定所
有効測定日数		363 日	0 日※	360 日
測定時間		8,728 時間	0 時間※	8,671 時間
短期的評価	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	0 時間	—※	0 時間
		0.00%	—※	0.00%
	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	0 時間	—※	0 時間
		0.00%	—※	0.00%
長期的評価	日平均値の 2%除外値	0.036mg/m ³	—※	0.035mg/m ³
	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	無	—※	無
	環境基準の適否	適	—※	適

※浮遊粒子状物質 (SPM) 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。

※環境基準適合の評価方法

- ・短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること
- ・長期的評価：1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³以下で、かつ、1 日平均値 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続していない測定局。

※2%除外値とは、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高いほうから数えて 2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値をいう

※桐ヶ作測定所については機械メンテナンスにより欠測

5 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) は、大気汚染物質の1つで、様々な成分からなる直径2.5 μm 以下の小さな粒子である。既に環境基準を定め、対策を進めてきた浮遊粒子状物質に比べて肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響も懸念されている。

本市における測定は、県が平成24年2月から桐ヶ作測定所で開始し、平成30年3月から野田測定所でも測定を行っている。令和5年度の測定結果は両測定所で環境基準 (表5-1) を達成した (表5-25)。

微小粒子状物質の野田測定所における月別測定結果は表5-23、図5-17に示し、桐ヶ作測定所における月別測定結果は月別測定結果を表5-24、図5-18に示す。

月別の測定値から顕著な季節変動は見られず、横ばいの変動となっている。

表5-23 大気汚染野田測定所における微小粒子状物質 (PM2.5) の月別測定結果 (過去3年間)

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
令和3年	9.2	9.1	7.5	7.0	6.5	7.3	8.8	11.1	11.9	9.0	9.3	11.4	9.0
令和4年	10.3	8.4	9.8	7.5	8.3	8.0	9.0	11.6	9.3	11.1	11.2	10.9	9.6
令和5年	11.6	9.7	9.3	9.5	7.2	7.1	8.2	11.7	11.9	9.2	7.5	8.7	9.3

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図5-17 大気汚染野田測定所における微小粒子状物質 (PM2.5) の月別測定結果 (過去3年間)

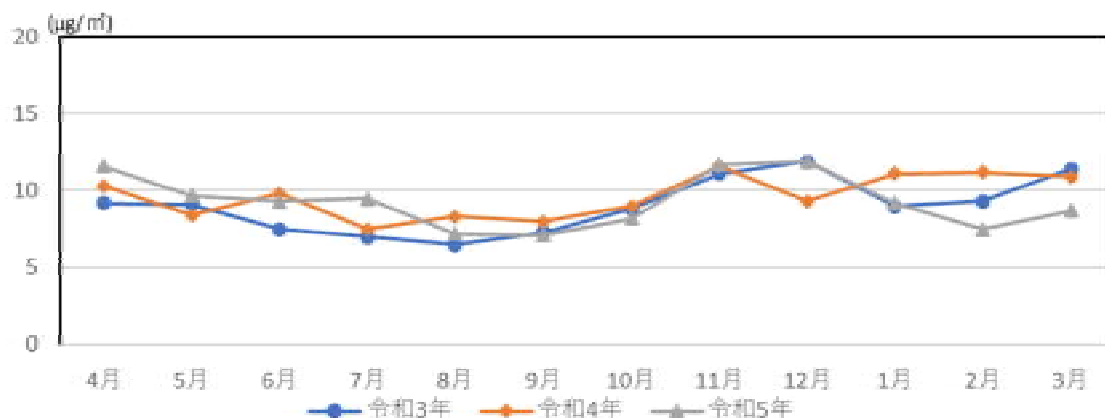


表 5-24 大気汚染桐ヶ作測定所における微小粒子状物質（PM_{2.5}）の
月別測定結果（過去 3 年間）

単位：μg/m³

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
令和 3 年	7.9	8.0	7.6	7.0	7.2	8.1	8.0	9.8	10.5	7.6	7.8	9.2	8.2
令和 4 年	8.9	8.0	9.7	8.0	8.3	6.6	9.3	10.2	7.5	9.6	9.6	10.2	8.8
令和 5 年	10.7	9.4	9.4	9.6	5.8	6.7	7.7	10.2	10.7	7.7	7.3	7.4	8.6

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-18 大気汚染桐ヶ作測定所における微小粒子状物質（PM_{2.5}）の
月別測定結果（過去 3 年間）

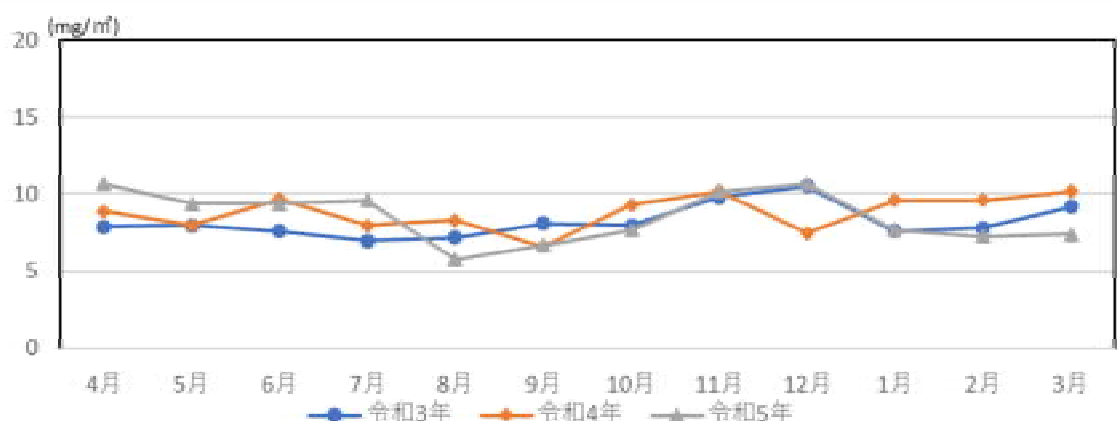


表 5-25 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の環境基準との適合状況（令和 5 年度）

測定所名		野田測定所	桐ヶ作測定所
有効測定日数		353 日	363 日
測定時間		8,577 時間	8,720 時間
短期基準	1 日平均値の年間 98% 値	22.8 μg/m ³	20.6 μg/m ³
長期基準	1 年平均値	9.3 μg/m ³	8.6 μg/m ³
	環境基準の適合	適	適

※微小粒子状物質（PM_{2.5}）環境基準：1 年平均値が 15 μg/m³以下であること（長期基準）。かつ、1 日平均値が 35 μg/m³以下であること（短期基準）

※評価方法：1 年平均値が 15.0 μg/m³以下であり、かつ 1 日平均値の年間 98% 値が 35.0 μg/m³以下であること

※1 日平均値の年間 98% 値とは 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低いほうから数えて 98% 目にあたる値

6 ニツ塚地区における大気汚染問題

ニツ塚地区では、平成 19 年 4 月に稼動を開始した民間産業廃棄物処理施設（焼却施設）周辺で、煙や臭気に関する苦情が相次ぎ、平成 19 年 7 月には当該施設で排出基準（700ppm）を超過する塩化水素（3,200ppm）が測定されるなど、大気汚染が問題となり、平成 21 年 9 月に市が実施した健康被害に係るアンケート調査では、健康被害を訴える声が多くあったことから、県、市が立入調査や周辺環境調査を継続的に実施してきた。

平成 22 年 6 月には、通報に対し迅速に立入りするため、市職員が県職員の併任を受け、24 時間体制での苦情対応を開始し、令和 5 年度末までに 244 回の市職員による立入りをを行っている。

このような健康被害の声が後を絶たない状況であったにも関わらず、県が平成 23 年 12 月に、当該施設の産業廃棄物処分業の許可更新を行ったため、平成 24 年 3 月に被害者が組織する地域住民団体（被害者の会）では、公害紛争処理法に基づく総務省公害等調整委員会に対し、健康被害の原因に関する裁定申請を行った。市では当該団体を支援するため、原因裁定申請に要する費用に対し補助金の交付を行った。

なお、公害等調整委員会では、最終書面の中で周辺住民の健康被害と有限会社柏廃材処理センター周辺で確認される化学物質の毒性のメカニズムは、破碎選別棟の処理によって発生した V O C（揮発性有機化合物）が、周辺地域の住民に健康被害をもたらしたものであると結論づけ、書面を提出したが、平成 27 年 8 月 28 日付けで出された裁定は、本申請内容をいずれも棄却するものであった。しかし、「有限会社柏廃材処理センターから排出される化学物質と被害者の会の方の健康被害との因果関係は認められないが、施設から排出される化学物質が、付近住民の苦情の一因となっていることは、否定するものではない。」とし、公害等調整委員会から有限会社柏廃材処理センターに対して、3 つの改善項目を指摘し、付近住民の苦情が少しでも減少するように努めるよう要望した。具体的な改善項目は、①破碎選別棟の負圧機能を高めるための施設の改善、②煙突からの排ガスの下降対策としての煙突の改善、③運用面の改善となっている。

被害者の会、弁護団、市の 3 者は、裁定書の内容を受け、千葉県に対し健康被害の発生源が当該施設による物質であることを特定するために、破碎選別棟及び煙突等、敷地内での調査を実施するよう要望書を提出した。

さらに被害者の会は、平成 28 年 7 月 20 日付で有限会社柏廃材処理センターに対し施設の改善について、千葉県に対し有限会社柏廃材処理センターへの指導の強化や敷地内調査を求め、千葉県公害審査会に対して調停申請を行った。

平成 29 年 6 月 20 日に開催された第 2 回調停審査会において有限会社柏廃材処理センターは、「煙突を高くするような改善は、千葉県からの求めはなく、技術上も不要な対応であるため、改善は必要ない」と主張し、調停が打ち切られる結果となった。また、平成 29 年 9 月 12 日に開催された第 3 回調停審査会では、千葉県の有限会社柏廃材処理センターに対する行政指導について、特に問題は無く、周辺及び敷地内の調査は必要ない旨の見解が示された。被害者の会及び弁護団は、「問題がないとする根拠や県の見解を示すべき」と意見を申し入れたが、示された調停案は、「有限会社柏廃材処理センターを個別案件として指導するのではなく、あくまで、千葉県全体の廃棄



物行政として必要に応じて、調査を実施する」といった内容であったため、弁護団と被害者の会の協議により、示された調停案は、到底受け入れられるものではないと判断し、調停を打ち切る結果となった。

なお、平成 29 年 1 月 30 日に柏廃材センターから煙突の高さなどを変更する変更許可申請が千葉県へ提出され、諸手続きを経て令和 3 年 3 月 31 日に許可され、工事が着手された。工事の概要としては、既存煙突の頭頂部に長さ 3 メートルのキャップを設置し、煙突先端部分の口径を 0.9 メートルから 0.8 メートルへ変更し、煙の吐出速度を上げるものであった。令和 2 年 5 月 8 日の県による使用前検査において問題がないことが確認された後、稼働をしている。

被害者の会は、柏廃材処理センターにて煙突を高くするなどの改善が実施され、稼働開始当初と比較して相応の改善が図られていることから、最終目的である稼働停止を実現することは困難であることも考慮し、令和 3 年 6 月 30 日をもって解散した。

市としては「被害者の会」は解散されたが、当面は健康被害の状況が悪化した場合に備え、24 時間体制による立入や VOC モニターによる監視を継続している。

表 5-26 二ツ塚地区における大気汚染に係る苦情・通報・相談件数

年 度	苦情・通報・相談件数（件）	立入件数（件）
平成 19 年度	26	—
平成 20 年度	22	—
平成 21 年度	59	—
平成 22 年度	92	35
平成 23 年度	67	43
平成 24 年度	45	29
平成 25 年度	45	33
平成 26 年度	20	20
平成 27 年度	22	22
平成 28 年度	33	24
平成 29 年度	23	15
平成 30 年度	13	10
令和元年度	27	9
令和 2 年度	29	0
令和 3 年度	7	2
令和 4 年度	6	1
令和 5 年度	1	1
合計	533	244